

長浜市しょうがい福祉プラン(案)

(令和6年度～令和11年度)



令和6年3月

長浜市

はじめに

本市では、「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」の実現を目指すため、しょうがい福祉施策を推進するための基本指針を定めた「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定し、しょうがいのある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう取り組んでまいりました。



一方で、国においては、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、医療的ケア児支援法の施行等を行い、社会情勢やしょうがい者を取り巻く実情に合った内容への法整備・制度改革を進めております。

このような国の動向や社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、関連施策との整合性を図りながら、しょうがい福祉サービスや地域生活支援事業、相談支援等のさらなる充実と提供体制の確保に向け、この度、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする新たな「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定いたしました。

新たなプランにおいても、基本理念である「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」と、「あたたか」「あんしん」「すこやか」「はぐくむ」「いきがい」の5つの柱を掲げて、総合的かつ計画的に取り組みます。

本プランの策定にあたり、しょうがい福祉に関するアンケート調査やヒアリング、パブリックコメント等、貴重なご意見やご提言をいただきました市民や事業所、関係団体の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のご支援とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和6年3月

長浜市長 浅見 宣義

目 次

第1章 プランの概要

第1節	プラン策定にあたって	1 ページ
1	プラン策定の背景と趣旨	1 ページ
2	障害者権利条約の批准と法令等改正の動き	2 ページ
3	プランの構成と位置づけ	3 ページ
4	プランの期間	4 ページ
5	プランの策定体制と進行管理	4 ページ
第2節	本市における動向	5 ページ
1	長浜市の現状	5 ページ
2	実態調査等に基づく現状分析から見える課題	11 ページ

第2章 基本構想

第1節	基本理念	14 ページ
第2節	5つの柱	14 ページ
第3節	やさしいまちづくり「あたたか」	15 ページ
1	相互理解の推進	15 ページ
2	地域福祉の推進	15 ページ
3	地域ネットワークの活性化	15 ページ
4	ユニバーサルデザインのまちづくり	15 ページ
第4節	地域生活の支援「あんしん」	16 ページ
1	生活支援	16 ページ
2	防災・防犯等の対策	16 ページ
3	権利擁護・虐待防止	16 ページ
4	福祉人材の確保・育成・定着	16 ページ
第5節	保健・医療・福祉の連携「すこやか」	17 ページ
1	しょうがいの早期発見・早期支援	17 ページ
2	精神保健・医療・福祉の充実	17 ページ
3	医療的ケアへの対応	17 ページ
4	医療費の支援	17 ページ
第6節	育ちを支える発達支援「はぐくむ」	18 ページ
1	早期の発達支援	18 ページ
2	学齢期の支援	18 ページ
3	青年期・成人期の支援	18 ページ

4	切れ目のない発達支援体制の構築	18	ページ
第7節 活動の充実「いきがい」			
1	就労支援	19	ページ
2	日中活動支援	19	ページ
3	社会参加・参画の促進	19	ページ

第3章 アクションプランの概要

第1節 アクションプラン			
1	アクションプランの目的	20	ページ
2	アクションプランの構成	20	ページ
3	アクションプランの期間	20	ページ
第2節 やさしいまちづくり「あたたか」			
1	相互理解の推進	23	ページ
2	地域福祉の推進	26	ページ
3	地域ネットワークの活性化	28	ページ
4	ユニバーサルデザインのまちづくり	31	ページ
第3節 地域生活の支援「あんしん」			
1	生活支援	34	ページ
2	防災・防犯等の対策	39	ページ
3	権利擁護・虐待防止	43	ページ
4	福祉人材の確保・育成・定着	45	ページ
第4節 保健・医療・福祉の連携「すこやか」			
1	しょうがいの早期発見・早期支援	49	ページ
2	精神保健・医療・福祉の充実	51	ページ
3	医療的ケアへの対応	52	ページ
4	医療費の支援	54	ページ
第5節 育ちを支える発達支援「はぐくむ」			
1	早期の発達支援	56	ページ
2	学齢期の支援	58	ページ
3	青年期・成人期の支援	61	ページ
4	切れ目のない発達支援体制の構築	63	ページ
第6節 活動の充実「いきがい」			
1	就労支援	66	ページ
2	日中活動支援	70	ページ
3	社会参加・参画の促進	72	ページ

第4章 アクションプランの成果目標・サービス見込み

- 1 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76 ページ
- 2 しょうがい福祉サービスの利用見込み・・・・・・・・・・ 81 ページ
- 3 しょうがい児福祉サービスの利用見込み・・・・・・・・・・ 85 ページ
- 4 地域生活支援事業の利用見込み・・・・・・・・・・・・・・ 87 ページ

資料編

- 1 プランの策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95 ページ
- 2 アンケート調査結果（一部抜粋）・・・・・・・・・・・・・・ 96 ページ
- 3 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104 ページ

第1章 プランの概要

第1節 プラン策定にあたって

1 プラン策定の背景と趣旨

現在、長浜市におけるしょうがい福祉は、しょうがい者と介護者の高齢化やサービス利用者が増加傾向にあり、しょうがい福祉のニーズは多様化と高度化し、質・量ともに大きく変化しています。このような状況のなかでも、しょうがいのある人が住み慣れた地域で暮らせるまちづくりが求められており、経済的な支援をはじめ、個々の生活状況に則したサービスの充実、地域住民の理解と支援等、安全安心に過ごせる暮らしの場の確保が必要となっています。

また、しょうがいの有無に関わらず、社会参加の妨げとなる差別、偏見、障壁をなくし、人格と個性を尊重し合い、ともに支え、ともに暮らせる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成26年1月の「障害者権利条約」の批准及びしょうがい福祉施策に関連する国内法の整備・改正を行い、しょうがい者支援制度や施策を推進しています。また、滋賀県は、令和元年10月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、令和3年3月に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」を基本理念とした滋賀県障害者プラン2021を策定しました。

本市では、平成30年3月に「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定し、令和3年の中間見直しを経て、しょうがい福祉施策を推進してきました。これまでの計画の進捗状況と国の指針や県の計画等の動向を踏まえ、令和6年度を始期とする『長浜市しょうがい福祉プラン』を策定します。本プランの基本理念である「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」の実現に向けて、しょうがいの有無や国籍、年齢、性別等に関係なく、多様性を認め、すべての人が支え合いながら生活できるインクルーシブなまちづくりを進めます。

なお、本市では「障害」から連想される不快な感覚を和らげ、市民の心や行動にポジティブな影響を与えるとともに、「生涯の福祉」の意味を込め、市が作成する文書(法令関係を除く)において引き続き「しょうがい」を使用しています。

2 障害者権利条約の批准と法令等改正の動き

我が国は、年齢やしょうがいの有無等に関わりなく安全かつ安心して暮らせる「共生社会」を実現するため、障害者権利条約の批准に向けて国内法制度改革を進め、平成26年1月に同条約を批准しました。

近年には以下の改革が行われており、今後、この改革を踏まえて、本市における取組を進める必要があります。

■しょうがい者関連法等整備の主な動き（「障害者権利条約」批准以降）

日付	主な動き
平成 26 年 1 月	障害者権利条約の批准
平成 26 年 4 月	改正障害者総合支援法の施行
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法の施行
平成 28 年 8 月	改正発達障害者支援法の施行
平成 30 年 4 月	改正障害者総合支援法の施行 改正児童福祉法の施行
平成 30 年 6 月	障害者文化芸術推進法の施行
令和元年 6 月	改正障害者雇用促進法の施行（※段階的施行 令和元年 9 月、令和 2 年 4 月） 読書バリアフリー法の施行 改正バリアフリー法の施行
令和元年 10 月	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の全面施行
令和 2 年 6 月	改正バリアフリー法の施行
令和 3 年 4 月	改正バリアフリー法の施行
令和 3 年 9 月	医療的ケア児支援法の施行
令和 4 年 5 月	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
令和 5 年 4 月	改正障害者雇用促進法の施行（※令和 5 年 4 月施行分）
令和 6 年 4 月	改正障害者差別解消法の施行 改正児童福祉法の施行 改正障害者総合支援法の施行

3 プランの構成と位置づけ

【構成】

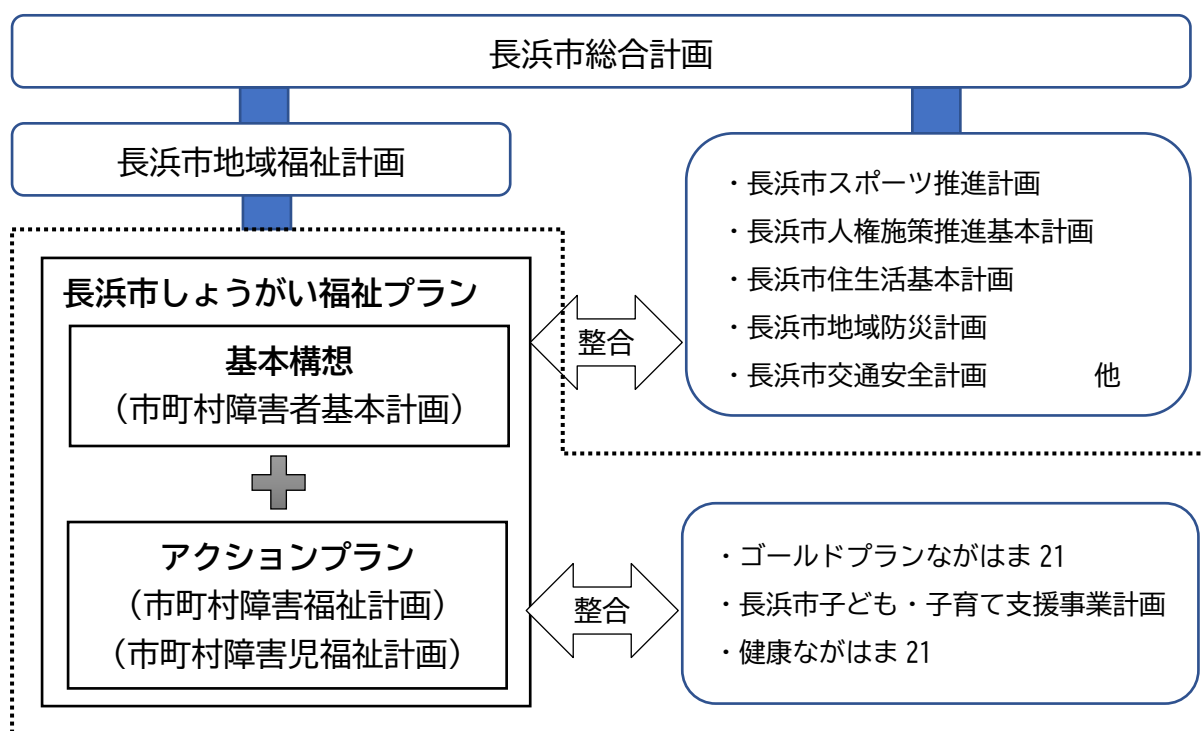
本プランの構成は、法・制度改正や環境の変化に柔軟に対応できるよう、基本的な事項を定める「基本構想」と、それを実現するための「アクションプラン」に大別しています。

【位置づけ】

本プランの位置づけは、「基本構想」を障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に、「アクションプラン」を障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条に規定する「市町村障害児福祉計画」となっています。

【他の計画との関係】

本プランは、「長浜市総合計画」や「長浜市地域福祉計画」を上位計画とし、「ゴールドプランながはま21（長浜市高齢者保健福祉計画・長浜市介護保険事業計画）」、「長浜市子ども・子育て支援事業計画」、「健康ながはま21」等の保健・福祉分野の各計画との理念を共にして、市が策定する「長浜市人権推進基本計画」等の関連計画との整合や連携を図ります。



4 プランの期間

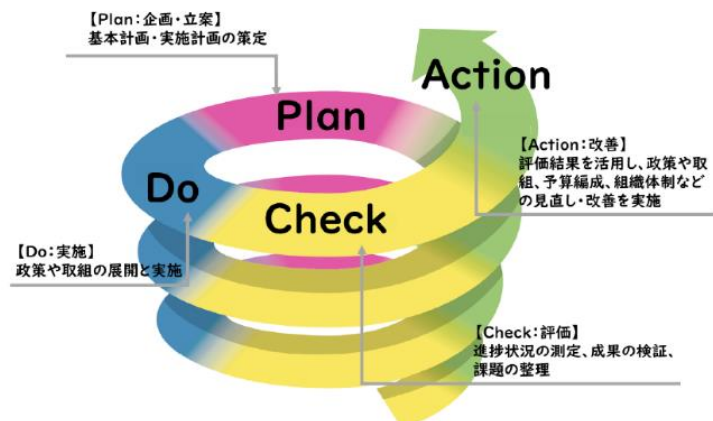
令和6年度から令和11年度の6年間とします。ただし、「アクションプラン」については、国や県の動向、社会状況等により柔軟に見直しを行っていくとともに、本プランの開始後3年を目途に中間見直しを行います。

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン	計画期間(R6~R11)					
<参考> 障害者基本計画(国)	計画期間(R5~R9)					
<参考> 滋賀県障害者プラン 2021(県)	計画期間(R3~R8)					

5 プランの策定体制と進行管理

本プランの策定にあたっては、しょうがい当事者団体・関係機関へのアンケートやヒアリングを実施するとともに、障害者手帳所持者へのアンケートを実施し、しょうがいのある人の生活状況やニーズ、現行の施策に対する評価等に関して把握、分析を行いました。また、長浜市しょうがい福祉推進協議会での意見聴取、パブリックコメントを実施しました。

進行管理は、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、社会状況の変化等を踏まえながら、プランの変更や事業の見直し等を行います。また、長浜市しょうがい福祉推進協議会でプランの進捗状況等について意見を伺い、施策を推進します。



第2節 本市における動向

1 長浜市の現状

(1) 総人口の推移

本市の人口は減少しており、令和5年4月1日現在で114,524人となっています。年齢区分別の推移をみると、18歳未満の人口割合は年々微減していますが、65歳以上の人口割合は年々微増し、令和5年4月1日現在で29.0%となっています。この傾向は今後も続き、人口減少と少子高齢化の進行が予想されま

【総人口数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	19,506	19,000	18,564	18,153	17,698
18～64歳	65,702	65,349	64,643	63,972	63,553
65歳以上	32,917	33,054	33,237	33,339	33,273
合計	118,125	117,403	116,444	115,464	114,524

※各年度4月1日 現在

【総人口割合】

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	16.5	16.2	16.0	15.7	15.5
18～64歳	55.6	55.7	55.5	55.4	55.5
65歳以上	27.9	28.1	28.5	28.9	29.0

※各年度4月1日 現在

(2) しょうがいのある人の状況

障害者手帳種別ごとの所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

総人口及び年齢別人口における障害者手帳所持者割合の推移をみると、65歳以上の割合が最も多くなっていますが、年々減少しています。

【障害者手帳所持者数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳	4,624	4,569	4,478	4,420	4,377
療育手帳	1,321	1,344	1,370	1,404	1,407
精神障害者保健福祉手帳	858	939	981	1,019	1,072
合 計	6,803	6,852	6,829	6,843	6,856

※各年度4月1日 現在

【総人口及び年齢別人口における障害者手帳所持者割合】

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体	5.8	5.8	5.9	5.9	6.0
18歳未満	1.2	1.3	1.5	1.8	2.0
18～64歳	3.8	4.0	4.2	4.4	4.5
65歳以上	12.4	12.0	11.6	11.2	10.9

※各年度4月1日 現在

※複数の障害者手帳を所持されている人がいるため、割合数は延べ人数で計算しています。

①身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は65歳以上の人が減少傾向にあるものの、64歳以下の人が増加しています。全体としては減少傾向にあります。

等級別人数の推移をみると、1級の人数が最も多く、次に4級の人数が多くなっています。

【身体障害者手帳所持者数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	49	50	55	64	71
18～64歳	881	920	934	982	1,026
65歳以上	3,694	3,599	3,489	3,374	3,280
合計	4,624	4,569	4,478	4,420	4,377

※各年度4月1日 現在

【身体障害者手帳年齢別割合】

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	1.1	1.1	1.2	1.5	1.6
18～64歳	19.0	20.1	20.9	22.2	23.5
65歳以上	79.9	78.8	77.9	76.3	74.9

※各年度4月1日 現在

【身体障害者手帳等級別人数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	1,400	1,354	1,324	1,302	1,281
2級	639	629	628	613	590
3級	756	764	744	728	724
4級	1,122	1,092	1,078	1,073	1,037
5級	499	520	498	504	547
6級	208	210	206	200	198
合計	4,624	4,569	4,478	4,420	4,377

※各年度4月1日 現在

②療育手帳

療育手帳所持者数は、65歳以上の人が若干の減少傾向にあるものの、18歳未満の所持者が増加しており、全体的には増加しています。

等級別人数の推移をみると、A1(最重度)はほぼ横ばい、A2(重度)とB2(軽度)の等級は微増ながら増加傾向、B1(中度)の等級は微減傾向にあります。全体としては、B2(軽度)の人数が最も多いです。

【療育手帳所持者数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	180	195	216	254	275
18～64歳	986	996	1,007	1,010	998
65歳以上	155	153	147	140	134
合計	1,321	1,344	1,370	1,404	1,407

※各年度4月1日 現在

【療育手帳年齢別割合】

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	13.6	14.5	15.7	18.1	19.6
18～64歳	74.7	74.1	73.5	71.9	70.9
65歳以上	11.7	11.4	10.8	10.0	9.5

※各年度4月1日 現在

【療育手帳等級別人数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A1(最重度)	203	214	215	213	214
A2(重度)	231	227	229	251	255
B1(中度)	374	380	387	373	365
B2(軽度)	513	523	539	567	573
合計	1,321	1,344	1,370	1,404	1,407

※各年度4月1日 現在

③精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は65歳以上の人が減少傾向しているものの、18～64歳の人が増加しており、全体的には増加しています。

等級別人数の推移をみると、すべての等級において微増又は増加しており、全体としては、2級的人数が最も多くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	3	6	7	8	8
18～64歳	630	711	745	799	854
65歳以上	225	222	229	212	210
合計	858	939	981	1,019	1,072

※各年度4月1日 現在

【精神障害者保健福祉手帳年齢別割合】

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	0.4	0.6	0.7	0.8	0.7
18～64歳	73.4	75.7	75.9	78.4	79.7
65歳以上	26.2	23.7	23.4	20.8	19.6

※各年度4月1日 現在

【精神障害者保健福祉手帳等級別人数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	62	66	89	87	95
2級	491	537	550	586	618
3級	305	336	342	346	359
合計	858	939	981	1,019	1,072

※各年度4月1日 現在

【自立支援医療（精神通院医療）給付決定者数】

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	1,430	1,590	1,791	1,707	1,729

※各年度4月1日 現在

④特定医療費(指定難病)受給者証所持者

令和3年11月からは総合支援法対象の難病が366疾病に拡大されており、今後さらに相談支援や福祉サービス等のニーズが増加、多様化していくことが予測されます。

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	811	855	837	949	946

※各年度3月末 現在

⑤障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者の推移を見ると、令和5年4月1日現在、区分3が221人で最も多く、次いで区分6が185人となっています。

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	0	0	0	1	1
区分2	116	131	124	121	118
区分3	209	202	215	219	221
区分4	179	182	180	178	180
区分5	92	104	104	109	116
区分6	175	179	178	181	185
合計	771	798	801	809	821

※各年度4月1日 現在

補足：区分の数字が大きいほど必要とされる支援の度合いが高い

⑥しょうがい福祉サービス費の推移

対象者の増加や、ニーズの多様化によるサービス内容の拡充を背景に、本市における自立支援給付費及び障害児給付費の公費負担額は年々増加しています。

【主なサービス費等決算額】

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
自立支援給付	2,590,167	2,660,976	2,745,955	2,875,078	3,113,018
障害児給付	251,689	285,140	343,057	429,453	476,152
移動支援事業	42,742	42,668	35,322	33,643	37,329
日中一時支援事業	37,790	47,259	45,193	38,324	33,584

※各年度4月1日 現在

2 実態調査等に基づく現状分析から見える課題

しょうがい福祉サービス事業所や関係団体等へのアンケート調査及びヒアリング結果、しょうがい当事者へのアンケート調査結果をもとに、しょうがいのある人の現状、施策の状況等の把握・整理を行いました。アンケート調査結果(一部抜粋)は96ページ以降に掲載しています。

(1) 調査の概要

- ❖しょうがい福祉サービス事業所、関係団体等へのアンケート
調査目的：プラン策定の基礎資料として調査を実施したもの
調査対象：長浜米原しょうがい者自立支援協議会構成団体…182 団体
調査期間：令和5年1月20日～2月24日
調査方法：郵送、メール、ファックス、オンラインによる提出
回答率：80/182 団体 (43.9%)

- ❖しょうがい福祉サービス事業所、関係団体等へのヒアリング
実施数 5 団体 (4 事業所、1 団体) ※希望団体のみ実施

- ❖しょうがい当事者アンケート
調査目的：プラン策定の基礎資料として調査を実施したもの
調査対象：長浜市在住のしょうがいのある人のうち2,500人を無作為抽出
調査期間：令和5年5月26日から令和5年6月9日
調査方法：郵送による配布・回収
回答率：885人/2,500人 (35.4%)

<実態調査等に基づく現状分析から見える課題>

(1) しょうがいやしょうがい当事者への理解増進

社会全体でしょうがいのある人への理解が以前より深まったと感じているのは、身体しょうがいで約5割、知的しょうがい・精神しょうがい・しょうがい児でそれぞれ約3割となっており、まだまだ社会の理解が深まっていないのが現状です。しょうがいの有無や年齢、性別等に関係なく、多様性を認め合い、共生していくことを目指す社会の実現が必要です。

⇒しょうがい者差別の解消・インクルーシブ社会の推進

<p>(2) 教育と福祉の連携強化と切れ目のない支援体制の構築</p> <p>しょうがいのある子どもへの支援には、行政分野を超えた切れ目のない連携が不可欠です。学校、行政、福祉事業所が情報共有や相互連携等の強化を図りながら、支援が必要な子どもやその家族が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで切れ目なく支援が受けられる体制が必要です。</p> <p>⇒支援ネットワークの強化</p>
<p>(3) 移動支援や交通手段の確保、ユニバーサルデザインの推進</p> <p>電車の減便やバスの運行本数が少ないことで利便性が低下しています。しょうがいのある人の交通手段の確保に努めるとともに、移動支援の充実による余暇活動の確保や外出しやすい環境の整備を図る必要があります。</p> <p>⇒余暇活動や地域交流活動等の社会参加の推進</p>
<p>(4) 働く場・機会の充実</p> <p>会社勤めや自営業等の仕事をしていない人のなかで、仕事をしたいと考えている人は身体しょうがいで約3割、知的しょうがいと精神しょうがいでそれぞれ約4割となっています。就職にあたり、しょうがい者の就労支援として、「職場の上司や同僚にしょうがいの理解があること」「通勤手段の確保」等のほか、しょうがい者の法定雇用率の達成に向けた啓発が必要です。</p> <p>⇒しょうがい特性に応じた就労支援及び相談支援の強化、しょうがい者の雇用促進</p>
<p>(5) 福祉人材の確保・育成・定着の取組強化</p> <p>職員が不足していると感じている事業所は7割を占めています。また、事業所の運営に関する課題では、「人材確保が難しい」が約3割、「人材育成が難しい」が約2割となっており、人材確保が大きな課題であり、事業所の人材確保等に係る支援が必要です。</p> <p>⇒慢性的な人材不足の改善・人材育成・定着の推進</p>
<p>(6) 重症心身しょうがい児者、医療的ケア児者、強度行動しょうがい児者等へのハード面・ソフト面の支援</p> <p>医学・医療の進歩やNICU(新生児集中治療室)の整備等により、健やかに成長できる環境が整った一方で、重症心身しょうがい児者や医療的ケア児者が在宅以外での生活支援の場が少なく、介助する家族等の身体的・精神的な負担が大きいのが現状です。また、医療型短期入所やレスパイト入院できる施設が県南部に集中しており、利用のための送迎も負担となっています。在宅支援をはじめとする包括的な支援が必要です。</p> <p>⇒当事者やその家族の安全安心な地域生活の確保</p>

(7) 災害時の支援体制（情報伝達、配慮のいる人への避難場所の確保、地域住民等の協力体制）

大雨や地震等の災害時の困り事として、「安全なところまで迅速に避難することができない」「避難場所の設備や生活環境の不安」「周囲とコミュニケーションがとれない」の割合が多く、避難先での変化に適応しにくいことや自力で避難することが難しい等から不安を抱えているしょうがいのある人やその家族が多いです。また、医療的ケアの必要な人は、吸引器や人工呼吸器等の医療機器の電源確保も課題です。災害に備えての情報伝達、避難場所の確保、地域住民の協力体制等の整備が必要です。

⇒当事者やその家族の安全安心な避難の確保

(8) 老障介護と親亡き後の課題対策

介助してくれる家族について、60歳以上の割合は身体しょうがいで約6割、知的しょうがいで約5割、精神しょうがいで約5割となっています。高齢社会のなかで、親亡き後を見据え、地域で生活できるよう支援体制の整備が必要です。

⇒地域生活における支援体制の整備

(9) 手話への理解の促進や普及、手話を使いやすい環境の整備

令和5年4月に「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」を施行し、基本理念に基づき、手話への理解促進と普及啓発を図る等、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。手話やろう者への理解が深まり、すべての人が心豊かに共生することができる地域社会の実現と手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築する必要があります。

⇒「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」による施策の推進

第2章 基本構想

第1節 基本理念

本市では、従来の長浜市しょうがい福祉プランにおいて「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」をキャッチフレーズとして掲げ、しょうがい福祉の充実に向けた取組を進めてきました。

この考え方は、障害者権利条約や国内のしょうがい制度改革の方向性と一致するものであることを踏まえ、本プランにおいてもその趣旨を継承し以下を基本理念としています。

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らす、やさしいまち長浜」の実現を目指します。

第2節 5つの柱

従来の長浜市しょうがい福祉プランにおいては、基本理念の実現に向け、5つの視点を施策の柱として定め、それぞれの分野において施策の充実を図ってきました。

本プランにおいても、その理念を継承し以下の5つを柱として定め、総合的・計画的に取り組めます。

柱ごとの考え方や方向性は次のとおりです。

項目	キーワード
やさしいまちづくり	あたたか
地域生活の支援	あんしん
保健・医療・福祉の連携	すこやか
育ちを支える発達支援	はぐくむ
活動の充実	いきがい

第3節 やさしいまちづくり「あたたか」

基本理念に掲げる「やさしいまち長浜」を実現するためには、市民のしょうがいに対する理解を深めていくこと、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めること、地域全体が連携して支援を行っていくこと等が重要であり、以下の4つの視点から取り組みます。

1. 相互理解の推進
平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」や、令和元年10月に全部施行された「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に規定されている合理的配慮の考え方等について、広く周知・啓発を行うことにより、しょうがいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指します。
2. 地域福祉の推進
しょうがいのある人が地域生活を送るためには、日常のちょっとした手助けや声かけ、緊急時の手助け等、地域にしか行うことのできない支援が数多くあります。 このため、地域福祉活動の輪を広げ、誰もが地域でやすらぎを感じられるよう、地域住民、しょうがいのある人の団体、しょうがい者支援団体、民生委員・児童委員、障害者相談員等の活動支援に取り組みます。
3. 地域ネットワークの活性化
しょうがいの特性や状況は多様であり、個別のニーズに適切に対応していくためには、市民・地域・しょうがいのある人等の団体・事業者・相談支援機関・社会福祉協議会・行政等、地域のすべての主体が連携し、柔軟で強固な地域ネットワークを構築することが重要です。 このため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と協働し、基幹相談支援センターを中心として、地域ネットワークを活性化し、相談支援機能の充実や情報共有、課題解決等に向けて取り組みます。
4. ユニバーサルデザインのまちづくり
しょうがいのある人が暮らしやすく、安全で、活動しやすいまちは、同時に誰にとってもやさしいまちとなります。 このため、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するとともに、情報のバリアフリー化を図ります。 また、地域における交通手段の確保に向けて取り組みます。

第4節 地域生活の支援「あんしん」

しょうがいのある人もない人も共に安心して本市で地域生活を送るためには、日常生活における安定的な支援、近年の大規模災害等の反省を踏まえた防災・防犯対策、また、権利擁護・虐待防止に対する一層の取組が必要です。このため、以下の4つの視点から取り組みます。

1. 生活支援
しょうがいのある人が住み慣れた地域や自らが望む場所で暮らすことができるよう、個々のニーズに応じ総合的に支援していくとともに、国の制度改革の動向等も踏まえつつ、制度の狭間や空白がなく、満足度の高い効果的な福祉サービスを提供できるよう必要な支援に取り組みます。
2. 防災・防犯等の対策
しょうがいのある人を災害や犯罪から守ることができるよう、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の推進・強化を通じて、地域における要配慮者の支援体制の整備を進めるとともに、福祉避難所の開設・運営体制等の充実を図ります。その他、防犯や交通安全等についての啓発を行います。
3. 権利擁護・虐待防止
近年、養護者によるしょうがい者虐待及びしょうがい福祉施設従事者等によるしょうがい者虐待の相談・通報件数や虐待判断件数が増加傾向にあり、しょうがいのある人に対する重大な権利侵害です。 しょうがいのある人の権利を擁護できるよう、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用及び障害者虐待防止法等に基づき、あらゆる虐待の早期発見・早期対応に向けた体制整備を進めます。
4. 福祉人材の確保・育成・定着
対象者の増加やサービスの拡大・内容の充実を背景に、ニーズの多様化、高度化が進んでおり、複雑で専門的な対応の必要性が高まっています。 そのような状況のなか、サービス事業所では、職員の離職や高齢化等により、慢性的な人材不足となっており、将来的なニーズの拡大に対応できるかが課題となっています。 『社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針』に基づき、将来的なニーズに的確に対応できる人材の安定的な確保・育成・定着に取り組みます。

第5節 保健・医療・福祉の連携「すこやか」

しょうがいがあることは特別なことではないことを基本としたうえで、保健・医療・福祉の連携を強化し、しょうがいの早期発見・早期支援、精神保健、医療、福祉施策の推進、医療的ケアのニーズの増加に対応するため、以下の4つの視点から取り組みます。

1. しょうがいの早期発見・早期支援
乳幼児健康診査においてしょうがいがあると疑われる状態を早期に発見し、適切な支援につなげるとともに、子どもや保護者等に寄り添いながら、しょうがいや特性の受容のための支援を行います。 また、支援者等を通じた健康づくりの推進、生活習慣病予防等の普及啓発や健康診査、保健指導を行うことで健康の増進に努めます。
2. 精神保健・医療・福祉の充実
精神しょうがいのある人が増加していることを踏まえ、心の健康づくりや精神しょうがいについての知識を深めるための取組や相談支援の充実、関係機関との連携を図ります。 また、精神科病院に長期的に入院している人について、地域での生活に移行できるよう取り組みます。
3. 医療的ケアへの対応
重症心身しょうがい、難病、高次脳機能障害等の医療・医療的ケアが必要な人のニーズに対応できるよう、地域医療の充実や、しょうがい福祉サービス事業等における医療的ケア対応の拡充を図ります。
4. 医療費の支援
しょうがいにより継続的に必要となる医療や、しょうがいを軽くしたり取り除いたりすることが期待できる医療を安心して受けることができるよう、制度内容の検討を行いながら、医療費負担の支援を行います。

第6節 育ちを支える発達支援「はぐくむ」

しょうがいや心身の発達に支援を要する子どもたちが、将来にわたって持てる能力を十分に発揮し、自分らしい生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指して、以下の4つの視点から取り組みます。

1. 早期の発達支援
しょうがいのある児童を対象に、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等、日常生活における専門的な指導訓練や集団生活への適応訓練、生活能力向上のための訓練等を行います。 また、児童発達支援センターの機能を持つ、発達支援センターを中心に、地域の障害児通所支援の支援体制整備に努めます。
2. 学齢期の支援
特別支援学校や小・中・義務教育学校、高等学校や中等教育学校の通常学級も含め、すべてのしょうがいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、自らの希望や特性に適した形で、共に育ち、学び、体験を通じて生活の基礎や豊かな人間性を培うことができるよう、柔軟で多様性のある教育・支援体制の整備に取り組みます。
3. 青年期・成人期の支援
進学、就職、結婚、出産、子育て等、新しい生活のステージに移るときの新たな困り事が生じたときに、相談や適切な支援が受けられるよう、青年期、成人期の相談支援体制の強化に努めます。
4. 切れ目のない発達支援体制の構築
しょうがいや発達に支援を要する人の各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、発達支援に関する情報提供や、支援情報をつなぐ「相談支援ファイル」の活用、支援関係機関のネットワークの構築等を行います。

第7節 活動の充実「いきがい」

しょうがいのある人が、「いきがい」や「やりがい」を感じながら心豊かな生活を送ることができるよう、次の3つの視点から取り組みます。

1. 就労支援

しょうがいのある人の就労の拡大・安定を図るため、長浜公共職業安定所や商工会議所、商工会、働き・暮らし応援センター等との連携のもと、企業への働きかけ、多様な就労形態や就労機会を創出します。

また、しょうがいのある人と一緒に働くうえで、職場での理解と協力が必要であるため、企業へしょうがい者の理解を促進します。

2. 日中活動支援

日中活動サービスにおける生活訓練・機能訓練、文化・創作活動等において「いきがい」を感じられるよう、質・量の両面から日中活動支援の充実を図ります。

今後さらなる増加が見込まれている、重症心身しょうがい者・強度行動しょうがい者が安心して過ごせる場の提供ができるよう取り組みます。

3. 社会参加・参画の促進

しょうがいのある人が地域の様々な活動に参加・参画し、文化・芸術・スポーツ・余暇活動等を通じて「楽しみ」を感じられるよう必要な支援や環境整備を行います。

また、積極的な広報啓発・発表の場の提供等、「やりがい」をもって活動できるよう取り組みます。

第3章 アクションプランの概要

第1節 アクションプラン

1 アクションプランの目的

アクションプランは、本プランの基本理念の実現に向けた具体的な取組の方向性や内容を定め、計画的、継続的に取り組むことを目的とします。


2 アクションプランの構成

アクションプランは、基本構想に定める5つの柱である、「やさしいまちづくり『あたたか』」・「地域生活の支援『あんしん』」・「保健・医療・福祉の連携『すこやか』」・「育ちを支える発達支援『はぐくむ』」・「活動の充実『いきがい』」の体系に沿った構成とします。

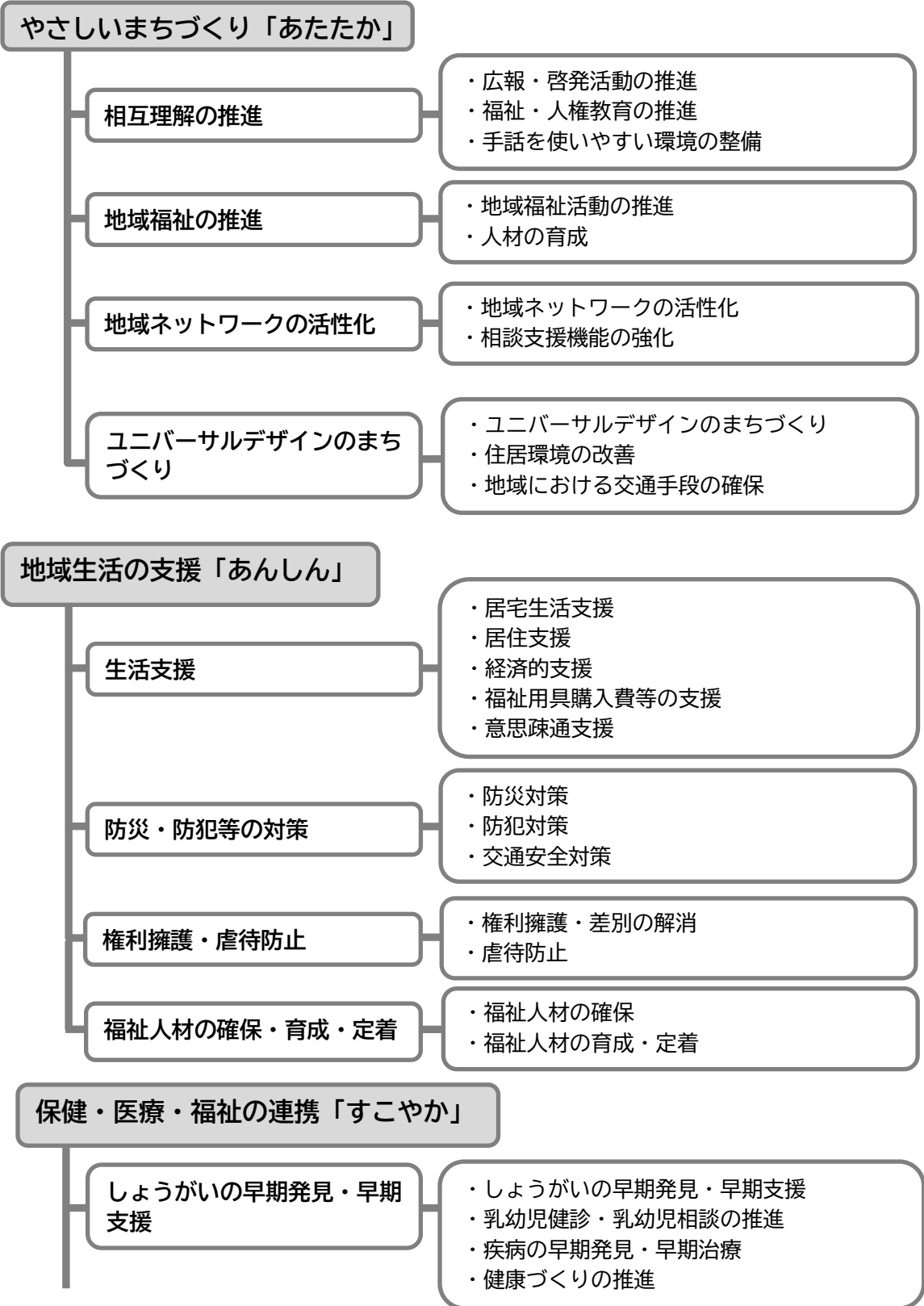
なお、その体系は次ページのとおりです。

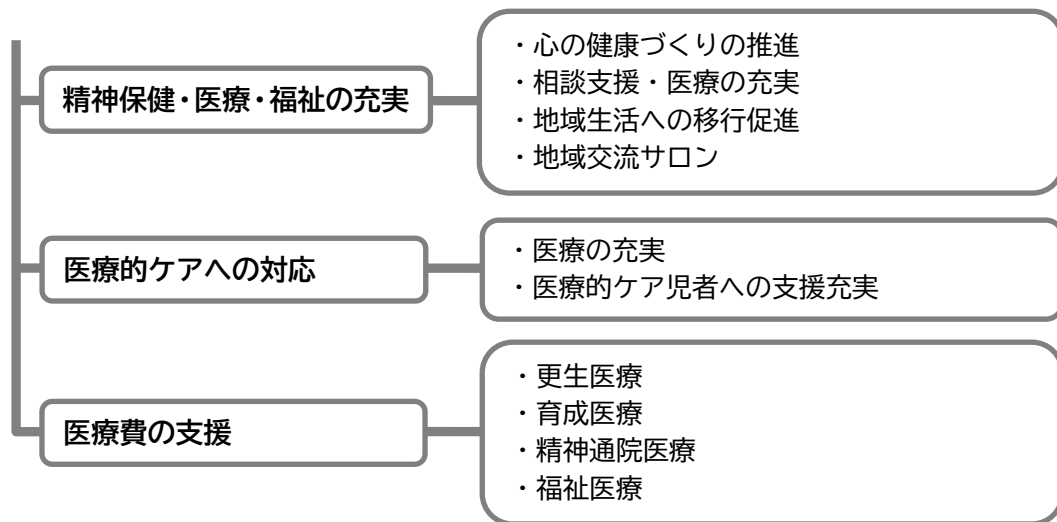
3 アクションプランの期間

プラン全体の期間と同じく令和6年度から令和11年度までの6年間としています。しかし、国や県の動向、社会状況等により柔軟に見直しを行っていくとともに、本プランの開始後3年を目途に中間見直しを行います。

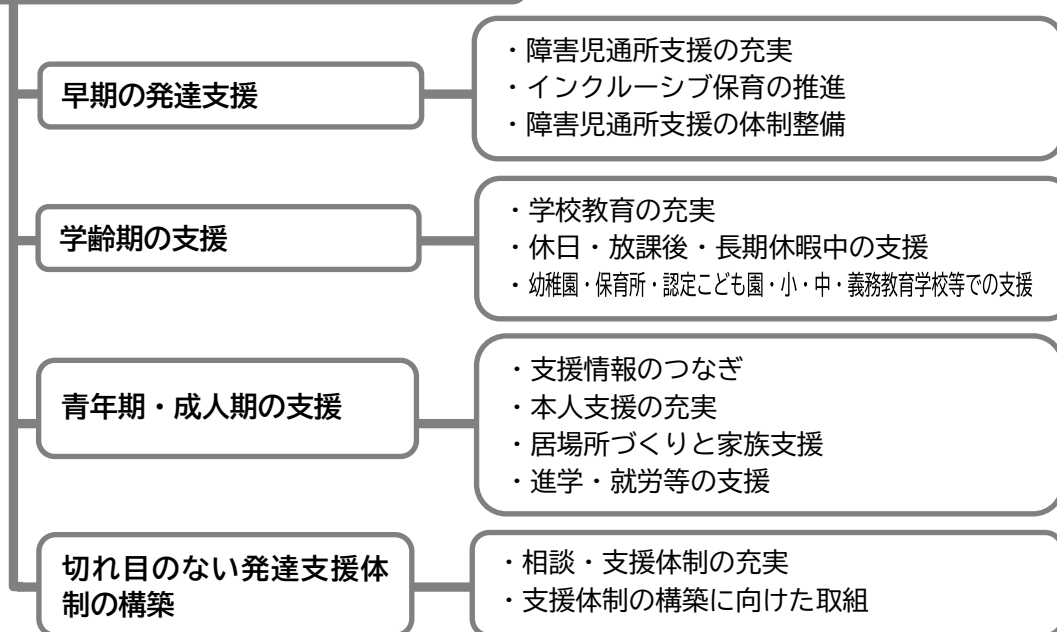
年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
アクションプラン	計画期間(R6~R11) 					

アクションプランの体系

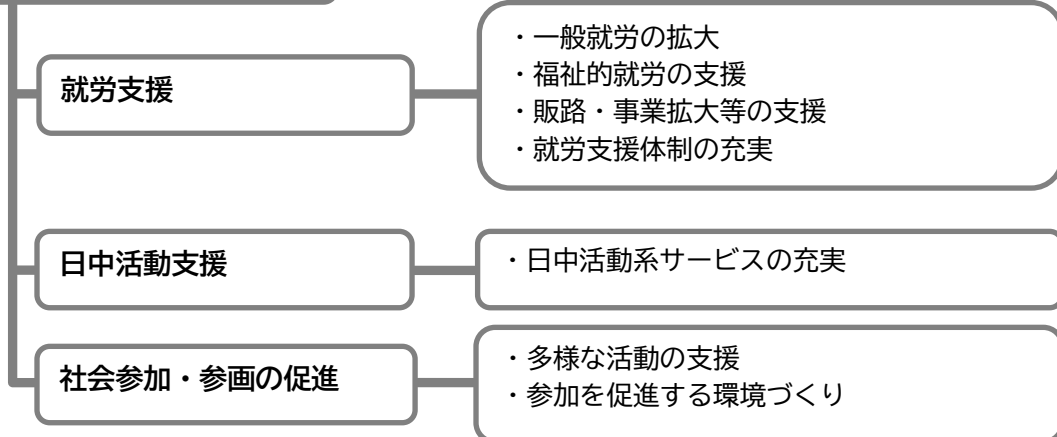




育ちを支える発達支援「はぐくむ」



活動の充実「いきがい」



第2節 やさしいまちづくり「あたたか」

1 相互理解の推進

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・障害者差別解消法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、出前講座や市ホームページ等による啓発
- ・長浜市しょうがい福祉推進協議会を年2回程度開催し、しょうがい者差別やしょうがい者虐待防止等についての意見聴取
- ・企業内人権の啓発時に、チラシの配布により合理的配慮の理解を促進
- ・市内の全学校で各校の実情に応じたしょうがい者理解教育や福祉教育の実施
- ・市職員や市内団体へ出前講座を行い、しょうがい福祉への理解を促進
- ・じんけん連続講座や人権講演会(は～とふるフォーラム)を実施し、人権やしょうがいへの理解を深める取組の実施

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・しょうがい児者に対する市民の理解が薄い
- ・合理的配慮の考え方をもっと広く周知していくことが大切である
- ・しょうがいのある人が、自然と憩いの場に集まって、しょうがいのない人と交流できるような場の提供やイベントへの参加等、長浜市ならではの取組や事業がさらに増えることを期待する
- ・目に見えないしょうがい(知的・精神・発達等)についての理解は、まだまだのよう思う
- ・車いす利用者用の駐車場に本当に必要な人が利用できないときがある
- ・しょうがい者に対する意識は個人差が大きいように思う

■今後の方向性

しょうがいのある人やしょうがいに関する理解促進の啓発を継続して実施していますが、社会全体の理解はまだまだ深まっていないのが現状です。地域社会における共生の実現に向けて、法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、さらなる周知・啓発を図ります。

また、しょうがいのある人とない人がふれあう機会を創出することで、しょうがいの理解を深める啓発を推進します。

(1) 広報・啓発活動の推進

①市民への広報・啓発活動

○市の広報紙をはじめとし、各種イベント、講演会、研修会、出前講座等あらゆる機会を通じて、障害者差別解消法に規定されている差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について、広報・啓発を行います。

○しょうがいのある人が優先的に利用できる駐車場(国際シンボルマークのある駐車区画)や、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人が援助を受けやすくなるよう作成された耳マークやヘルプマーク等の啓発に努めます。

②企業への広報・啓発活動

○商工会議所等の関係機関と協力して、就労支援、ユニバーサルデザインの推進及びしょうがい者差別の解消、並びに合理的配慮の提供等についての理解促進を図ります。「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、令和6年4月1日から事業者も義務化されるため、より一層の啓発を行います。

○9月の「障害者雇用支援月間」に併せて、しょうがい者雇用の機運を醸成するため、事業者に対して関係機関と連携して周知・啓発を行います。

③市職員への啓発活動

○「しょうがいを理由とする差別の解消の推進に関する長浜市職員対応要領」に基づき、市職員のしょうがい福祉に関する意識向上を図るとともに、しょうがいのある人に対して各業務に適した合理的配慮を行い、率先して差別解消に取り組みます。

④県条例の推進・啓発

○しょうがいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合える共生社会の実現に向けて、『滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例』の取組を推進します。

(2) 福祉・人権教育の推進

①幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・義務教育学校等における福祉・人権教育

○しょうがいのある子もない子も、同じ時間を共有する仲間として、将来にわたってお互いを理解し支えあうことのできる心が自然に育まれるよう、特別支援学校や地域の社会資源とも連携を図りながら、日常的なふれあいに加え、車いす・アイマスク等の体験やしょうがい福祉施設の見学・体験等の福祉教育の継続的な実施等に努めます。

○幼稚園・保育所・認定こども園、その他の関係機関の職員に対し発達支援センター等が支援を実施すること等により、教職員等のしょうがいに対する理解や指導力の向上を図ります。

②生涯学習における福祉・人権教育

○市の「出前講座」の実施や関係機関との連携による福祉講座の開催等を通じて、地域・職場への福祉教育の推進を図ります。

○生涯学習の講演や講座等で、人権やしょうがいへの理解に係る学習に取り組みます。

(3) 手話を使いやすい環境の整備

①手話への理解の促進及び手話の普及

○手話の普及啓発及び理解の広がりについて、教育機関や手話サークル、当事者団体等の関係団体と協働して進め、ろう者との交流や活動を支援します。

○手話が言語として認識され、手話やろう者について市民の理解が深まるよう、各種イベント、広報紙、市ホームページ等を活用し、手話に関する広報・周知に努めます。

○リーフレット等を作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組みます。

②手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大

○手話による市政に関する情報提供に努めます。

○手話通訳者を派遣する等、ろう者が安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

○市役所窓口において、ろう者が行政手続きを円滑に行えるよう必要な対応を行います。

○災害時の意思疎通支援に必要な体制の整備等に努めます。

③手話を使用しやすい環境の構築

○手話を使用する市民が、行政サービスを利用する際に、手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施します。

○市内の事業所に対して、手話やろう者の理解が広まるように、リーフレットの配布や研修会の支援を行います。

○情報機器等を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の普及啓発を行い、利便性の向上に努めます。

④手話による意思疎通支援者のための施策

○手話に関する施策が円滑に実施できるよう、市の専任手話通訳者の確保に努めます。

○手話奉仕員養成講座をはじめとした、手話を学ぶ機会の充実を図ります。

○手話通訳に関する資格取得の支援に努めます。

2 地域福祉の推進

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・日常生活や災害時等における避難に支援が必要な人をあらかじめ地域で把握し、地域での支援を円滑に行えるよう、要援護者ごとに支援計画を定める「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の周知、運用の支援、登録の推進
- ・長浜市身体障害者福祉協会等の団体活動に対する活動支援
- ・手話奉仕員養成講座を開催し、手話で交流や活動できる人材の育成、手話の普及と認識の拡大
- ・地域福祉の総合的な推進計画となる第3期長浜市地域福祉計画の策定
- ・長浜市民生委員児童委員協議会において、各地区会長が出席する理事会での情報提供
- ・市民の理解を促進する障害者相談員(身体障害者相談員・知的障害者相談員)の活動支援

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・会員の高齢化に伴う組織の弱体化
- ・しょうがい当事者団体と行政の連携強化
- ・ボランティア等でしょうがい者を知ること、理解を広める地道な取組があるといいと思う
- ・見守り制度の展開をしていますが、守秘義務の関係で対象者リストの作成が難しい

■今後の方向性

少子高齢化や核家族化等により地域のつながりが希薄化していますが、しょうがいのある人やその家族を地域ぐるみで支えることができるよう、関係機関と連携して、地域住民、ボランティア、しょうがい当事者団体、障害者相談員等の活動支援に引き続き取り組み、地域による助け合い活動を促進します。

また、地域の様々な課題を他人事ではなく「我が事」として受け止め、誰もがいきいきと、その人らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指した地域の福祉活動に取り組める環境づくりを推進します。

（１）地域福祉活動の推進

①地域住民等の地域福祉活動への支援

- 地域住民、自治会、地域づくり協議会等の地域組織によるしょうがいのある人への日常生活の手助けや見守り、緊急時や災害時等の取組が進むよう、社会福祉協議会等と連携して活動を支援します。

②しょうがい当事者団体等の活動支援

- しょうがいのある人やその家族で構成する団体等における社会参加や交流、研修等の活動を支援します。

（２）人材の育成

①ボランティアの育成

- 市や社会福祉協議会の広報紙や市ホームページ等を活用し、地域福祉活動の状況や参加機会の情報提供を行い、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

- 意思疎通支援事業において、手話奉仕員養成講座を開催し、人材育成を進めます。

○ボランティアの育成とともに、脈々と培われてきた長浜市民のまちづくりの力を広く地域福祉につないでいくため、社会福祉協議会等と連携してコーディネート活動の推進を図ります。

②民生委員・児童委員の活動推進

○民生委員・児童委員の活動が促進されるよう、情報提供を積極的に行い、地域のしょうがいのある人の支援において必要な連携を図ります。

③障害者相談員の活動支援

○本人、または保護者等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力及びしょうがいのある人の自立と社会参加について、市民の理解を促進する障害者相談員(身体障害者相談員・知的障害者相談員)の活動を支援します。

3 地域ネットワークの活性化

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会の活性化、湖北地域のしょうがい福祉に関する課題の共有や解決に向けた取組の実施。また、組織改編による自立支援協議会の機能向上
- ・しょうがい福祉団体から長浜市ふるさと交通安全推進協議会への委員参画
- ・基幹相談支援センター主催の研修や各事業別の連絡会の開催によるネットワークの強化及び人材育成
- ・しょうがい福祉サービス提供事業所一覧やしょうがい福祉に関するガイド冊子を更新し、市ホームページでの周知や、新規手帳取得者へ配布
- ・音訳版広報紙の発行や市ホームページに音声読み上げ機能を採用する等、情報にアクセスしやすい環境づくりを構築
- ・サービス等利用計画の検証を含む相談支援事業所への支援体制強化のための関係機関協議の実施

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・地域全体が連携していくという点において、小・中・義務教育学校と県立学校（高校、特別支援学校）との結びつきがまだまだ弱い
- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会で議論されている内容が行政に生かされていない

- ・地域づくりの担い手（自治会役員・民生委員）の不足が深刻な状況
- ・しょうがい者の親は親亡き後のことが心配である
- ・情報提供体制の充実や安定した相談支援体制の整備に取り組んでほしい

■今後の方向性

本市では、保健、医療、福祉、教育、労働等の各分野における関係機関で構成している「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」をはじめ、湖北地域全体が連携してしょうがい福祉の推進を図ります。

また、しょうがいのある人にとって、福祉サービスの利用だけでなく、生活全般や就労に関する相談等に対応する相談支援体制のさらなる強化が必要です。

医療機関、相談支援事業所、行政等の関係機関をはじめとする地域の連携や、相談支援の機能強化をさらに進め、より一層の地域ネットワーク機能の活性化に取り組みます。

（１）地域ネットワークの活性化

①長浜米原しょうがい者自立支援協議会の活動

○基幹相談支援センターに業務委託し、長浜米原しょうがい者自立支援協議会の事務局機能を強化することで、関係機関との連携強化や地域課題への取組を推進します。運営委員会や全体会議のほか、事業所連絡会等を定期的で開催し、情報共有や課題検討を行うとともに、圏域で取り組むべき課題の共有・解決に向け、専門部会やプロジェクト会議を実施して協議を行います。

②地域ネットワークの活性化

○しょうがい福祉推進や地域移行・地域定着の促進に向けて、地域生活支援拠点等の段階的な整備を目指し、湖北地域のしょうがい当事者団体や事業者・市民・企業等、すべての関係団体とのネットワークが構築できるよう、地域ネットワークの活性化に向けて取り組みます。

（２）相談支援機能の強化

①相談支援体制の強化

○しょうがいのある人の増加や、しょうがいの特性・状況の複雑化や多様化、介助者の高齢化による親亡き後の様々な不安、高齢しょうがい者の問題等、相談支援のニーズは質・量ともに増加しています。基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を強化するため、圏域の相談支援事業所に対し、専門的な指

導や助言、困難ケースへの伴走支援を実施します。また、専門性の高いケースの課題集約と検証を行い、圏域の相談支援事業所へ情報共有を行います。

○各制度の狭間にいる人への支援や複合的な課題を有する家庭への支援を適切に行うため、相談支援等の事業を一体的に実施する重層的な相談支援体制の構築をさらに進めるため、生活保護法や介護保険法等、他法の関係機関との連携強化を図ります。

○しょうがいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者が機能を分担して支援を行う、面的な地域生活支援拠点の機能の充実に向けて取り組みます。

○身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員等の各種の相談機関と課題の共有や連携の強化を図ります。

②人材の育成

○相談初期の適切なアセスメント、相談者との信頼関係と高い専門性に基づくプランニング等、適切な支援を継続していくことができるよう、基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員を対象とした研修会や事例検討会を通して、人材の育成に取り組みます。

③情報提供の充実

○必要なときに必要なサービスが利用できるよう、しょうがい福祉に関するガイド冊子の更新や市ホームページの充実により、新しい制度やサービス内容の情報提供に努めます。

○市広報紙の音訳版の発行等を行います。

④サービス等利用計画の検証

○相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターにおいて、計画の内容を検証し、改善方法を相談支援専門員にフィードバックする等、相談支援専門員と基幹相談支援センターが協働してより質の高いサービス等利用計画を作成する体制を維持・強化します。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に則った施設整備の実施
- ・令和3年度の投票所の再編にあたり、バリアフリー化された公共的施設を投票所を選定し、誰もが利用しやすい環境づくりを実施
- ・広報紙や市ホームページで、読みやすいフォントや表現を使用。また、音声読み上げ機能等、利用しやすさに配慮した機能の採用
- ・滋賀県歩道整備マニュアルに基づく、誰もが利用しやすく人に優しい道路整備の実施
- ・安全な歩道空間を確保するため、市道上等に放置された自転車の撤去等の実施
- ・「第10次長浜市交通安全計画(H28～R2)」、「第11次長浜市交通安全計画(R3～R7)」に基づく、陸上交通の安全に関する施策の推進
- ・長浜市福祉有償運送運営協議会を必要に応じて開催し、登録等に係る協議や事業所への情報提供、適切な指導・助言

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・遊戯施設を含む、公共施設のバリアフリー化
- ・ポッチャ等のユニバーサルスポーツの推進を図りながら、バリアフリー基本構想をはじめとする、ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、施策を進めてほしい
- ・利用者が安心して生活ができるための移動手段の確保
- ・移動支援の利用に関して、通勤、通学には使えない等利用するハードルが高く、福祉有償は本人負担も高いと言われ利用しにくいと意見をもらっている
- ・働きたくても交通面で厳しくて働けない等の課題もあるため、交通面の整備が必要
- ・車が乗れなくなったら移動することができない
- ・ユニバーサルデザインやバリアフリーを進めることはしょうがい者だけではなく高齢者や子ども等、すべての人が恩恵を受けられるのだという価値観を根付かせるような動きが重要

■今後の方向性

本市では、駅、公園、道路、市営住宅等の公共施設について、バリアフリー化やユ

ユニバーサルデザインでの整備を進めているほか、住宅のバリアフリー化に対する助成等を行っており、すべての人にやさしいユニバーサルデザインを意識したまちづくりの推進に向け、「バリアフリー法」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」等に基づき、取組を継続します。

また、道路や案内標識等のハード面の整備に加えて、わかりやすい情報提供や思いやりのある応対等のソフト面の推進も図ります。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

① 公共的施設のユニバーサルデザイン化

○公共的施設全般について、避難所や投票所を含め、既存施設のバリアフリー化や新たな施設のユニバーサルデザイン化を図ります。

② 外出しやすい環境の整備

○民間の商業施設や交通機関等についても、段差の解消、バリアフリートイレ等の設備の充実、わかりやすい案内表示等の整備、補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受入について啓発・促進を図ります。

○安全な歩行空間を確保するため、平坦で幅の広い歩道の整備、音響信号機の設置、点字ブロックの敷設等を促進します。また、歩道上の看板や自転車の放置等、歩行を妨げるものを除去する啓発に努めます。

③ 情報・行政手続きのバリアフリー化

○アクセシビリティに配慮し、誰もが読みやすく使いやすいホームページ等の作成に努めます。

○できるだけ大きな文字やさしい日本語の使用、専門用語を使う際には注釈をつけること、表や写真の使用等により、見やすくわかりやすい情報提供に努めます。

○ICTの利用や活用能力の向上を図るため、ICT機器の利用方法を学べる機会の確保に努めます。

○マイナンバーカード等を活用した行政手続の電子化を推進し、利便性の向上に努めます。

④ユニバーサルデザインの普及啓発

○広報紙や市ホームページ等を通してユニバーサルデザインに関連する情報提供を行う等、日常生活の様々な場面で、思いやりを育む機会を創出し、ユニバーサルデザインへの意識を高め、理解を深める啓発に努めます。

(2) 住居環境の改善

○しょうがいのある人の自宅等の住居環境を改善するため、手すりの取付け、段差の解消等、居宅生活動作補助用具の購入費・改修工事費を給付するほか、しょうがいにあわせて住宅を改修する費用の一部を助成します。

○市営住宅のバリアフリー化について必要に応じ実施します。

(3) 地域における交通手段の確保

○単独で公共交通機関を利用することが困難なしょうがいのある人等の移動制約者に対し、バスやタクシー等を補完する移動手段として福祉有償運送を実施する事業者へ、安全性及び利便性の向上のための指導や助言を行います。

○福祉有償運送は、しょうがいのある人等にとって、欠かせない移動手段となっており、新規事業所の参入や運行区域の拡大により、運行回数は増加傾向となっています。安定的な事業者の経営及び継続性の確保を行うため、事業支援に努めます。

(単位：回)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉有償運送 運行回数	5,856	6,844	6,761	7,157	8,292

※各年度3月31日時点

○移動支援事業は、屋外での移動が困難な心身にしょうがいのある人に対して、外出のための介護を行い、地域での余暇活動や社会参加の活動のための大切な移動支援サービスです。利用者や事業所の意見、他市町の状況を伺いながら事業内容を検討します。

第3節 地域生活の支援「あんしん」

1 生活支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・令和3年度より『重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業』を行い、事業所や利用者との連絡調整や協議、事業の見直し等を実施
- ・医療的ケア児者対応事業所開設促進事業(県事業)の情報提供や医療機関への事業説明
- ・しょうがい者支援施設の施設整備補助
- ・福祉手当の支給や人工透析患者への交通費助成、在宅重度しょうがい者住宅改造費助成事業等の経済的支援
- ・市が開催する事業への手話通訳者及び要約筆記者の派遣
- ・障害者週間にあわせて、長浜図書館でヘルプマーク・カードの普及・啓発
- ・メールでの通信が難しい聴覚しょうがい者のための補完的な支援事業である「FAX 中継サービス」実施のための協力員を配置

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・重度訪問介護を実際に行っている事業所が少ない
- ・重度心身しょうがい児者に対応できる居宅介護事業所の拡充
- ・強度行動しょうがい者を入所させてくれる施設がなく、県外に移住されるケースもあると聞いた
- ・重度の知的しょうがいのある人や行動しょうがいのある人の家庭基盤が弱い(親の高齢化等)家庭も多いと思う
- ・基盤が弱い家庭への支援(しょうがい者だけでなく家族も含む家庭支援)
- ・しょうがいのある人が利用できる事業所、医者や看護師のいる事業所を増やして欲しい
- ・高齢化が進んでいくなかで家をバリアフリーにするための費用の負担の枠をもっと広げてほしい

■今後の方向性

保健・医療・福祉のニーズは多様化、高度化しており、個々のしょうがい特性やニーズに即した総合的な支援が必要となっています。そのため、障害者総合支援法に基づくしょうがい福祉サービスの提供や市独自の取組により、しょうがいのある

人の地域生活を継続して支援します。サービス等の利用者の増加やニーズの多様化を踏まえ、地域生活支援拠点(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の機能を充実できるよう、関係機関の連携強化や、サービス・相談支援に係る事業所の整備・充実等に一層取り組みます。

(1) 居宅生活支援

①訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等)

○自宅での生活を送るうえでの中心的なサービスのひとつです。サービス提供事業所は全般的に不足しており、特に市北部の地域資源の不足は深刻です。また、一時的な利用、夜間・早朝・休日の利用や重度心身しょうがいのある人への長時間支援等多様化しているニーズへの対応も難しい状況です。

○長浜米原しょうがい者自立支援協議会等を活用して関係機関との連携強化や事業所間の情報共有を図り、地域の実情に応じたサービス提供のあり方を検討します。

○事業所間の連携強化と協力体制の構築を図り、利用者のニーズに応じたサービス提供体制の充実に努めます。

○事業所からの相談に応じて、助言や指導、必要な研修を実施することで、事業所及び人材の育成支援に取り組みます。

○サービス事業所の充足に向け、多様な事業者の参入を促進する取組を検討します。

②住まいの場の確保

○保証人がいないこと等によりアパート等への入居が困難なしょうがいのある人に対して入居に必要な情報提供等に取り組みます。

○グループホームやシェアハウス等の多様な住まいの場の確保に向けた政策を検討します。

(2) 居住支援

①居住系サービス

■共同生活援助(グループホーム)

○共同生活援助は、主に夜間において、地域で共同生活ができるように、必要な介

護や日常生活の支援を行います。自宅に次いで地域生活の重要な受け皿となることを踏まえ、医療への対応・プライバシーの確保・夜間における見守り等、個々のしょうがいの程度や特性にも対応できるよう、機能特性や地域バランスを考慮し、計画的な施設整備を目指します。

○重度しょうがい児者、医療的ケア児者、強度行動しょうがいのある人の対応できるグループホーム等の施設整備も含めた支援に取り組みます。

○長浜米原しょうがい者自立支援協議会において、協議の場を設け、事業所の評価等を行うことでサービスの質の向上を目指します。

○緊急時の受入れ対応や体験の機会等の場の提供等、圏域での連携を強化し、地域において分担して機能を担う体制づくりを目指します。

■施設入所支援

○自宅やグループホーム等での生活が困難な人等に対し、主に夜間の、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活支援を行います。入所者に対し、より豊かな生活の場となるよう環境の改善に努めます。

○地域での生活が可能な人や希望する人については、関係機関と協議する場を設置する等して地域生活への移行に取り組みます。また、施設入所支援が適している状況にあり、施設入所を希望する人等については、そのニーズにも対応できるよう、入所調整について関係機関と連携して検討会議を実施する等取り組みます。

○現状では、県外施設に入所している人や入所を希望しながらも待機している人がいることを考慮し、住み慣れた地域で施設入所ができるよう入所施設定員数は現状を維持する必要があります。圏域における施設入所支援の定員数については、設置者の意向を踏まえたうえで、県との協議を継続します。

○今後も施設の改修・改築にあたっては、ユニット型の導入等、入所者個人の生活が尊重されるよう設置者と協議を行いながら進めます。

○地域生活の移行については、入所者の高齢化が進む現状を踏まえ、市の高齢福祉担当部局や県、米原市、基幹相談支援センターと連携し協議を進めます。

②その他の生活支援

○しょうがいのある人が一人暮らしの場合や介護者が高齢者である世帯等を対象に、配食サービス、訪問理美容サービス、除雪支援を実施すること等により生活を支援します。

(3) 経済的支援

①福祉手当の支給

○しょうがいのある人やしょうがいのある子どもを持つ親等への手当として、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当を支給します。

②スモンしょうがい者への支援

○スモンしょうがいによる下肢を中心とした冷感を取り除くための暖房等に要する費用(スモン障害者採暖費)を助成します。

③人工透析患者への交通費助成

○腎臓機能にしょうがいがあり、人工透析を受けている人の経済的負担を軽減するため、通院時の交通費(人工透析患者通院交通費)を助成します。

④自宅で安心して生活するために必要な住宅改造の支援

○重度の視覚もしくは肢体不自由のしょうがいのある人、または重度の知的しょうがいのある人等に対して、手すり・スロープの取り付け、段差解消等、しょうがいのある人が安心して在宅での生活が送れるよう、住宅を改造するために要する経費(在宅重度しょうがい者住宅改造費)を助成します。

(4) 福祉用具購入費等の支援

①補装具費の支援

○しょうがいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入や修理等に要した費用を支援します。

②日常生活用具費の支援

○心身に重度のしょうがいのある在宅の人に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。必要に応じて、用具の種類等の見直しを行います。

(5) 意思疎通支援

①手話通訳・要約筆記

○聴覚等にしょうがいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、市役所等の公的機関の訪問、医療機関での受診、公的機関や団体が開催する行事や地域での行事等に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。

○緊急時への対応と、ICTを活用した手法として、ビデオ通話等の情報機器を用いた遠隔手話通信による支援体制を整備します。

②耳マークカードの普及・啓発

○音声のみではスムーズに意思疎通することが困難な人が、手招き等、身体動作での呼びかけを周囲に依頼するための「耳マークカード」を発行します。



◀耳マークカード

③ヘルプマーク・カードの普及・啓発

○援助が必要でも外見からは分からない人に対して、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、ヘルプマーク・カードの普及に取り組みます。

▼ヘルプマーク



▼ヘルプカード

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード	障害名 病名	
	かかりつけ 医療機関	
	連絡先	(主治医:)
	自由記載欄	
	ふりがな	
	氏名	(性別)
	住所	
	生年月日	年 月 日 血液型(型) Rh + -
	連絡先	
	緊急連絡先	()

④聴覚しょうがい者等メールシステムの活用

○音声通話の困難な人が、市役所と直接電子メールでの文字通信ができる専用窓口「もしもしメール」を活用し、連絡や問合わせを円滑にします。

⑤FAX中継サービスの活用

○FAXで中継協力者に伝言を依頼するFAX中継サービスを活用し、電話での会話が困難な聴覚等にしょうがいのある人と他者との意思伝達の取次を行います。

⑥点字・音訳

○ボランティアグループ等に依頼し、市広報紙の音訳版を作成する等、視覚にしょうがいのある人等への配布や点字・音訳の普及に努めます。

⑦奉仕員等の養成

○手話や要約筆記をはじめ、多種多様な意思疎通支援や情報提供を行う奉仕員を育成するため、関係機関や当事者団体・支援団体と連携し、学習の場の提供や活動の支援を行います。

2 防災・防犯等の対策

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・災害時の情報提供について、聴覚しょうがい者メール通信システムの利用登録者に、市の防災危機管理局が運用している「防災情報等配信サービス」への登録勧奨
- ・犯罪情報や詐欺情報等を掲載した「地域安全ニュース」の発行、自治会での組回覧
- ・福祉避難所協定施設の一部に備蓄倉庫を設置し、備蓄品管理の効率化、迅速な対応のための体制強化
- ・長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく、福祉避難所用感染症対策物品の備蓄
- ・湖北地域消防本部と連携しながら、「NET119緊急通報システム」の登録及び利用の周知
- ・しょうがいのある人や高齢者等の身近な危険となっている「特殊詐欺」について、警察や防犯自治会、地域安全に関係する機関や団体が協力し、大型店舗や駅での啓発や年金支給日における金融機関での啓発

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・しょうがいのある人を守るうえでも、避難等本人とサポートする人にいち早い情報提供が必要であり、またその手法も多種多様です。一番重要なのは早く確実な伝達と対象者との意思疎通であり、行政の支援が引き続き必要だと思う
- ・長浜市避難支援見守り支えあい制度は本人の登録制になっているため、必要な人からの申請が進んでいないように感じている
- ・重症心身しょうがい者、医療ケア児等に対する災害時対応施設が必要
- ・大規模な災害が発生した際、緊急に避難する場所の確保が必要であるが、集まることが苦手な人たちもいるため、少人数で避難できる場所の確保
- ・災害時に命の危険が高い人から防災の取組を実施してもらいたい
- ・風水害時の避難場所は、かえって危険であるため再度検討してもらいたい。また、避難場所にストマ対応の施設は市内に全くないのではないかと思う

■今後の方向性

しょうがいのある人が災害時に避難情報を入手し、適切に避難できるためには、情報伝達、避難誘導、安否確認の仕組みが機能する必要があります。そのための災害情報の伝達及び避難体制の整備、地域住民や関係機関の協力体制の推進に努めます。

また、しょうがいのある人や高齢者等、災害時に配慮が必要な人に対する防災や避難誘導等の支援体制の構築を進めるため、日常生活や災害時に地域での支援が円滑に行われるよう、「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の登録推進や福祉避難所の設置体制の整備、備蓄品(感染症対策含む)の確保等に取り組みます。

（１）防災対策

①地域の支援体制の強化

○災害時に配慮を必要とする人について「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」への登録推進をはじめ、地域の防災意識の向上を図り、自治会、自主防災組織、民生委員、地域住民等による地域の支援体制強化に取り組みます。

○防災知識の普及・啓発を図るとともに、しょうがいのある人への援助に関する普及・啓発に取り組みます。

②災害時の情報伝達・意思疎通の確保

○防災行政無線、広報車のほか、携帯電話を活用して登録者にメール及びアプリで一斉に情報を発信する「安全・安心メール配信システム」や「Yahoo!防災速報」等を活用し災害時の情報伝達を行うとともに、視覚や聴覚・言語にしょうがいの

ある人への対応をはじめとし、しょうがいのある人への情報伝達、意思疎通の確保を図ります。

③備蓄品の確保

○福祉避難所等における必要最小限の食糧や物品等を、長浜市災害時要配慮者避難支援計画(全体計画)に基づき、市施設や備蓄倉庫に分散して備蓄します。

④福祉避難所の体制整備・拡充

○災害時に避難所となる各地域の公共施設についてバリアフリー化を推進するとともに、福祉避難所を開設する事態になった時に備えて、しょうがい福祉サービス事業所や介護サービス事業所等と協定を締結しています。特別な配慮が必要な人が、安心・安全に避難生活できるよう、福祉避難所の協定拡充に努めます。

○平時より協定先法人との情報交換会の定期開催や福祉避難所開設を想定した災害時避難訓練を行い、連携の強化を図る等、迅速かつ円滑に避難所を運営できる体制づくりに努めます。

○福祉避難所の環境整備を進めるとともに、しょうがいの特性により避難所に避難できない人たちの支援方法の検討を行います。

⑤福祉避難所における感染症対策

○平時から県や保健所等の関係機関と連携を図り感染防止対策について十分に検討を行います。感染症の流行が懸念される際は、可能な限り多くの福祉避難所の開設を図るとともに、「大規模災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結している宿泊施設の活用を検討し、感染リスクの低下に努めます。福祉避難所開設時は、入所時の検温や聞き取り等による健康状態の把握の徹底、施設内のゾーニング等の対策を行います。

○長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な防護服、マスク、使い捨て手袋、消毒薬等の感染防止用品その他の物資を市施設や備蓄倉庫に分散して備蓄します。

⑥緊急時の通報手段の確保

○聴覚・言語機能にしょうがいのある人が、緊急時に電話に代わる手段として警察署に通報するための「ファックス110番」の周知を図ります。

○聴覚にしょうがいのある人等、音声による110番通報が困難な人が、スマートフォン等を利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステム「110番アプリシステム」の登録・利用の周知を図ります。

○携帯電話のインターネット接続機能を利用して、消防署に通報するためのシステム「NET119緊急通報システム」の登録・利用の促進に努めます。

⑦しょうがい福祉施設における避難対策

○平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、地域防災計画に位置付けされた施設の所有者又は管理者による、避難確保計画の策定及び市への報告、並びに同計画に基づく避難訓練の実施が義務化されました。利用者が安全に避難できるよう、事業所に対して避難確保計画の策定を指導します。

(2) 防犯対策

○しょうがいのある人が悪質商法やサイバー犯罪等の被害に遭わないように、しょうがいのある人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、警察や消費生活相談、地域福祉権利擁護事業と連携を図りながら、防犯知識の普及に努めます。

(3) 交通安全対策

○「人優先」の交通安全思想のもと策定された「長浜市交通安全計画」に基づき、しょうがいのある人に対する交通安全施策を進めます。

○しょうがいのある人に対しては、交通安全に必要な知識等の習得のため、関係団体と連携しながら、しょうがいの種類や程度に応じたきめ細かい交通安全教育を推進します。

○安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、歩行者交通量や今後の見込みを勘案して、歩道の段差・傾斜・勾配の改善を行うとともに、しょうがい者用の駐車スペース等を有する自動車駐車場等の整備を推進します。

また、目的とする公共施設まで、安全かつ円滑にたどり着けるよう、点字ブロック、歩行者用の案内標識の設置に努めます。

○身体障害者標識や聴覚障害者標識を表示している自動車に対する理解と、しょうがいのある人(歩行者)に対する安全への配慮について市民に啓発します。

3 権利擁護・虐待防止

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・成年後見・権利擁護センターと連携して成年後見制度の利用を支援し、市長申立ての実施、報酬助成や申立て助成制度の利用推進
- ・消費生活相談窓口と連携し、多重債務をはじめ、高額商品・詐欺等に関わった当事者の救済
- ・滋賀県地域定着支援センターと連携し、刑務所等の出所者等の地域定着支援
- ・相談事業所やしょうがい福祉サービス事業所等と連携しながら、虐待の予防及び早期発見・早期対応
- ・虐待の予防・早期発見のため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会と連携した啓発活動

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・成年後見制度にたよらない意思決定支援を含む権利擁護を目指してほしい
- ・虐待について、家族・サービス提供事業所それぞれの捉え方に格差があるのではないか
- ・親亡き後のことについて、相談や心配事の学習会ができるとうい
- ・成年後見人制度は、少ない年金から報酬費用を捻出するため負担が大きい
- ・権利擁護について、法律があることを知らなかった

■今後の方向性

本市では、認知症、知的しょうがい、精神しょうがい等により意思決定に支援を必要とする人の権利を擁護するため、「長浜市成年後見・権利擁護センター」を設置(長浜市社会福祉協議会に委託)しており、成年後見制度の相談援助、申立手続き支援や地域福祉権利擁護事業、法人後見事業等、その啓発・研修を含めて連携して行っていますが、成年後見制度の認知度は十分とは言えない状況です。

今後、認知症のある高齢者や精神しょうがい者等の増加等を背景として、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、成年後見制度の普及・啓発や利用促進をさらに推進します。

また、しょうがいのある人への虐待を防止するため、障害者虐待防止法に基づく「長浜市障害者虐待防止センター」をしょうがい福祉課が担うとともに、市関係部局、県子ども家庭相談センター等の関係機関、事業所等と連携して、問題解決に向けて取り組みます。

(1) 権利擁護・差別の解消

①地域福祉権利擁護事業の推進

○地域福祉権利擁護事業は、意思決定に支援を必要とする知的しょうがいのある人や精神しょうがいのある人の福祉サービス利用手続きの代行、利用料支払い等の日常的な金銭管理や書類代行等を行うもので、社会福祉協議会が実施しています。認知症のある高齢者も含め、今後さらに必要性が高まると考えられることから、社会福祉協議会と協力して事業の一層の周知を図ります。

②成年後見制度の利用支援

○しょうがいのある人のうち意思決定に支援を必要とし、契約や金銭等の管理ができない人について、本人に代わって法律行為を行う成年後見制度の利用が有効と判断される場合にその利用を支援します。

③消費生活相談窓口との連携

○しょうがいのある人が、契約や商品・サービス等、暮らしに関するトラブルに巻き込まれることが多くなってきていることから、市が設置する消費生活相談窓口と連携を密にし、問題の解決に努めます。

④司法手続における配慮

○しょうがいのある人が司法手続の対象となった場合、その権利を円滑に行使することができるよう、日本司法支援センター(法テラス)の活用や意思伝達手段の確保等、必要な支援を行います。

⑤地域アドボケーターとの連携

○県と協働し、地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)との連携により、社会的障壁により様々な「生きづらさ」を抱える人の課題解決に取り組みます。

⑥障害者差別解消支援地域協議会の機能

○地域におけるしょうがい者差別に関する相談等について情報を共有し、しょうがい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、長浜市しょうがい福祉推進協議会が本機能を担っています。関係機関と連携し、事例等の情報共有及びしょうがい者差別の解消に取り組みます。

(2) 虐待防止

①虐待の予防

○しょうがいのある人やその家族等(養護者)の日常の悩み等の相談に応じることで、それぞれの不安解消やその世帯の問題解決を図ります。

○しょうがい者施設やしょうがいのある人等を雇用する企業等における虐待の防止も含めて、市の関係部署や事業所等の支援者、県子ども家庭相談センター等の関係機関が連携して対応に努めるとともに、しょうがいのある人の人権や虐待に対する意識向上に取り組みます。

②虐待の早期発見・早期対応

○養護者による虐待、施設従事者等による虐待、使用者による虐待という種類にかかわらず、虐待事実や可能性について早期に発見し、その解決に向けて早期に適切な対応ができるよう、市の関係部署や事業所等の支援者、県子ども家庭相談センター等の関係機関が連携して取り組みます。

③虐待対応に係る外部意見の聴取

○養護者やしょうがい者福祉施設従事者等によるしょうがい者虐待に関する市の対応について、長浜市しょうがい福祉推進協議会で意見聴取を定期的に行っています。これは虐待対応終結後の外部の視点を取り入れた振り返りを行うことで、実施した対応の確認と、今後の改善点の洗い出しを行うことができるため、長浜市しょうがい福祉推進協議会で本機能を担っています。今後も外部の視点を取り入れながら、虐待防止につながる効果的かつ適切な対応に努めます。

4 福祉人材の確保・育成・定着

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・福祉就職フェアの開催を通しての地域人材の掘り起こし
- ・若年層への働きかけとして、中学校(義務教育学校含む)体験学習の受入れ可能な事業所について情報提供
- ・福祉人材の確保・定着を図るため、新規介護職員への家賃補助、福祉事業所に対する就職説明会への出展料の補助、相談支援従事者主任研修受講者への補助を実施
- ・福祉職の理解促進と人材確保を図るため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会へ福祉業務や湖北地域の魅力を発信する動画作成を委託

■事業所等アンケート

- ・福祉の人材の確保等は、各事業所の努力だけでは限界があると思うので、行政ができることを明確にしていただきたい
- ・福祉人材の確保・育成・定着のためには、仕事内容の魅力だけでは立ち行かない状況にきている
- ・しょうがいのある人への理解が十分でないと、この分野への人材確保はますます難しい
- ・グループホームの世話人が年齢や病気等によりやめていかれるが、人材確保に苦慮している
- ・しょうがい福祉分野においても外国人労働者の技能制度に取り組んでいく必要がきている

■今後の方向性

障害者総合支援法の改正やしょうがい福祉施策に係る制度の見直し等による福祉サービスの対象者の拡大、内容の充実を背景に、福祉サービスに対するニーズは多様化と高度化が進み、利用者本位の質の高い福祉サービスの提供が求められます。それに伴い、しょうがい福祉の専門性や特性の理解と対応等を十分に理解することが重要です。

また、しょうがい福祉分野は、介護職や看護職を希望する人が少ないうえ、他産業より給与水準が低い傾向であることや、不規則な勤務形態等により人材が集まらず、慢性的な人手不足が生じています。

将来的なニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保することを目的に、事業所・関係団体等との連携を強化し、しょうがい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報を行うとともに、人材確保・育成・定着のための処遇改善及び業務改善の支援を図ります。

(1) 福祉人材の確保

①福祉の仕事の理解促進

- 福祉サービスの仕事の意義や重要性について、市民やこれから仕事に就こうとする人の理解を深めるため、福祉職の理解促進を図る積極的な普及啓発を行います。
- 長浜米原しょうがい者自立支援協議会や圏域の事業所と協働し、SNS等を活用した福祉現場の魅力ややりがいについての情報発信に努めます。

○次世代の福祉人材を確保するため、中学生の職場体験や市内小・中・義務教育学校の児童・生徒に対する施設見学会の開催等に向けて関係機関や教育部門等との連携を図ります。

②若年層の採用への取組

○福祉の職場への就職を目指す高校生や大学生等に対し、福祉の仕事のやりがい、魅力について、学校訪問セミナー・説明会の実施等により発信し、就職に結びつける取組を基幹相談支援センターや滋賀県介護・福祉人材センターと協働で実施します。

③地域人材の掘り起こし

○離職している介護福祉士や社会福祉士・精神保健福祉士の潜在的有資格者等専門職の再就労を押し進めるため、補助金の創設や離職の大きな要因である勤務環境の改善に資する対策等について関係機関と協議を行います。

○他業種からの転職や外国人人材等の多様な人材の参入を促進する取組を検討します。

○定年退職後の福祉人材の再就労促進、高齢者の経験や知識を活かすために老人クラブ連合会、シルバー人材センター等との連携・協働に取り組めます。

(2) 福祉人材の育成・定着

①スキルアップ研修の充実

○基幹相談支援センターにおいて、自律的なキャリア形成を支援するため、職員のスキルアップやキャリアパスに関する研修を充実させ、人材の育成・定着を図ります。

②資格取得等に向けた支援

○資格取得に関する支援制度の創設やキャリアアップの仕組みづくり等について、新たな支援を検討するため、関係機関との協議を行います。

③サポート体制の充実

○基幹相談支援センターにおいて、人材の定着を図り、チームによる質の高いサービスや相談支援を行うため、関係者同士の信頼関係、相互協力・サポート体制を構築します。

④相談支援体制の充実

○サービス等利用計画作成や一般的な相談に対しても十分に対応できる相談支援体制を拡充していくために、基幹相談支援センター、機能強化員、指定特定相談事業者と連携し、一般相談の役割を整理し、相談支援専門員の負担感の確保に努めます。

⑤働きやすい職場づくり

○ICT機器やソフトウェアの導入等により、業務の効率化が図れるよう支援制度の整備を検討します。

第4節 保健・医療・福祉の連携「すこやか」

1 しょうがいの早期発見・早期支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・健康づくりの行動指針である「むびょうたん+1(むびょうたんプラスワン)」に基づいた健康づくり施策を、行政、市内事業所、地域団体と連携しながら取り組み、市民が日常生活のなかで気軽に健康づくりに取り組める環境づくりの推進
- ・乳幼児健診で発達等に支援が必要と判断された子どもに対して、保護者との面談や心理判定員による発達相談の実施、適切な時期での療育支援
- ・児童生徒が健康に生活できるように、各種健診後に受診勧奨や保健指導の実施
- ・乳幼児健診、相談、訪問、親子教室、発達相談等、事業全般のなかで、乳幼児の保護者に寄り添えるよう、職員への研修の実施

■事業所等アンケート

- ・しょうがいの早期発見・早期支援が子どもの共生教育の阻害要因とならないように配慮してほしい
- ・湖北3大病院の役割の整備と医師の確保

■今後の方向性

医療の進歩等の複合的な要因により、低出生体重児、早産児、多胎児が増加していましたが、近年は横ばいの傾向にあります。低出生体重児、早産児は様々な合併症をおこす可能性があり、妊娠期の母体管理が重要です。

また、新生児訪問、乳幼児健診、保健指導等で、しょうがいがあると疑われる状態を早期に把握し、発達支援や早期療育、適切な支援につなげるとともに、家族のしょうがいに対する受けとめを支援し、早期発見・早期支援につなげます。

健康づくりに関する啓発・健康チェックの他、健康診査、保健指導の実施等により、子どもから高齢者までのライフステージに合わせた健康づくりに取り組み、適切な生活習慣の定着化、生活習慣の改善により生活習慣病の予防・早期発見・重症化防止を図ることで、個人の生活の質を向上させます。

(1) しょうがいの早期発見・早期支援

○乳幼児健診を実施し、疾病やしょうがいがあると疑われる状態を早期に発見し、発達支援・早期療育・保護者へのケア等、適切な支援につなげます。

(2) 乳幼児健診・乳幼児相談の推進

○しょうがいがあると疑われる乳幼児の保護者等に対して、医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士等による乳幼児健診や乳幼児相談等を実施し、保健医療福祉サービスの情報提供とともに、子どもや保護者等に寄り添いながら、しょうがいや特性の受容、愛着形成のための支援を行います。

(3) 疾病の早期発見・早期治療

○疾病予防のためライフステージに合わせた健康づくりに取り組みます。
妊娠期は、安全な妊娠出産のためにも禁煙指導、食事、運動習慣等の生活習慣に対する指導を行います。新生児聴覚検査により聴覚しょうがいの早期発見に努めます。また、乳幼児、学童期は、健康的な生活習慣が身につくよう子どもや家族に保健指導を行います。

○成人、高齢期は、生活習慣病健診や各種健康診査により、疾病の早期発見に努め、早期治療や生活改善を支援します。生活習慣病の中でも特に重篤な心疾患や腎機能しょうがいの発生予防に重点を置き、医療受診勧奨や保健指導等を行い、早期発見・早期治療につなげます。

(4) 健康づくりの推進

○市民の健康に対する意識を高め、市民が自ら健康増進を図るため「健康ながはま21」に基づきながら、健康づくりのためのキーワード「むびょうたん+1(むびょうたんプラスワン)」に則した取組を進め、疾病の予防に取り組みます。

○より効果的な健康づくりが日常生活の場で実施できるよう、健康推進員や地域づくり協議会等の地域組織だけでなく、事業所や大学、NPO 法人等、新たな活動団体とも連携し、民間活力を活用しながら健康づくりを推進します。
また、しょうがい福祉サービスを提供する事業者とも連携し、支援者等を通じてしょうがいのある人への健康づくりに取り組みます。

2 精神保健・医療・福祉の充実

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・心理士による、地域の相談役の人や支援者を対象とした心の健康相談会の実施
- ・市内企業で働く人や、市民、市民に接する機会の多い職員等を対象に、悩みを持っている人に気づきサポートする「ゲートキーパー」の養成研修を実施
- ・心の悩みに関連した相談先一覧のパンフレットの作成・設置・配布
- ・自殺未遂者支援をはじめ、県や医療機関、県立精神保健福祉センター、保健所と連携し、地域で安心して生活するための支援
- ・相談支援事業所とともに、退院時に必要なしょうがい福祉サービスの調整
- ・保健所が主催する、精神しょうがい者地域移行支援会議※に参加し、指定一般相談支援事業所をはじめ、保健所、精神科病院、その他しょうがい福祉関係機関が連携し、入院患者の地域移行への取組

(※令和2年度～4年度は地域に移行できる対象者がいないため未開催)

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・湖北3大病院の役割の整備と医師の確保
- ・悩みや心配事、日常生活の困り事等を相談する場所がないことに困っている
- ・精神患者が集え、専門スタッフのいる施設が無い
- ・精神疾患と難病を患っているが、将来の経済面や医療面等、不安を感じる

■今後の方向性

経済不況等による生活不安や労働環境の悪化、社会構造の複雑化等、様々なストレスの増加等を背景として、気分障害等の精神しょうがいのある人が増加傾向にあります。

精神保健、医療、福祉の充実に向け、心の健康づくりの増進、相談支援、精神しょうがいへの理解促進、地域移行・社会復帰等、各種の取組を強化します。

(1) 心の健康づくりの推進

○心の病を抱える人が増えていることから、相談支援の充実、ひきこもり・自殺への対策(ゲートキーパー研修等)を進めるとともに、まわりにいる人がそのサインや対応について知識や理解を深めるための取組や、産後うつ予防や市民の相談役になる人の心の健康相談会も継続して心の健康づくりを行います。

(2) 相談支援・医療の充実

- 本人やその家族に対して相談や訪問指導を行いながら、専門的な相談機関の紹介や、治療が必要と考えられるときには医療機関への受診について支援します。
- 県、医療機関、滋賀県立精神保健福祉センターや保健所との連携のもと、相談支援や精神医療の充実を図ります。

(3) 地域生活への移行促進

- 精神科病院に入院中で、退院可能な人については、地域で安心して暮らすことのできるよう、訪問系サービス、日中活動系サービスによる支援、グループホームの整備等による移行に向けた環境整備に取り組みます。

(4) 地域交流サロン

- 地域活動支援センター等における「地域交流サロン」等を通じ、利用者の主体性を重視した創作的活動や生産的活動を実施すること等、社会参加を目指すとともに社会復帰に向けた取組を実施します。

3 医療的ケアへの対応

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・直営診療所と病院との連携強化を図るとともに、指定管理者制度を活用するなど医師等の確保努力
- ・医療的ケアが必要な人の短期入所の受入先を湖北地域に開設
- ・令和2年度より『医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業』を県と協働で行い、事業所や利用者との利用調整・相談、県主催意見交換会での協議
- ・令和3年度より市独自事業である『長浜市重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業』を実施し、事業所や利用者との連絡調整や協議、事業の見直し等の実施
- ・医療型短期入所事業所の開設に向けた情報提供や医療機関への事業説明

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・医療的ケアの対応事業者が少ない(子どもの対応ができる訪問看護や福祉サービス事業者)
- ・重度しょうがいのこどもや医療的ケアの必要なこどもが利用できる事業所はまだ不足しているかと思う
- ・重症心身しょうがい者及び医療的ケア児等に特化した専門的な知識と技術を持った福祉職員の育成と普及活動をする必要がある
- ・医療的ケア児の通学支援が必要
- ・医療的ケア児者が使える短期入所の整備が必要
- ・湖北にリハビリの施設がほしい
- ・高次脳機能障害のリハビリが地域の病院でできないため、県立病院への通院を余儀なくしている

■今後の方向性

重度心身しょうがい、難病、高次脳機能障害等により、医療や、日常生活における医療的ケアを必要とする人が増加するなか、専門的医療の提供や、医療的なケアに対応できるしょうがい福祉サービス事業所や人材が不足している状況にあります。このため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が相互に連携協力を密にし、支援の質の向上や人材確保・育成に努めます。

また、医療的ケア児支援のための協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しており、医療的ケア児者の受入体制の強化や地域生活の支援向上、医療的ケア児者を看護・介護する家族への支援を図ります。

(1) 医療の充実

○しょうがいのある人が、市立病院はもとより地域の医療機関において安心して医療やリハビリテーションを受けることができるよう、人材の確保・育成等により、地域医療供給体制の充実を図るとともに、関係機関の連携強化を図ります。

(2) 医療的ケア児者への支援充実

○日常的な生活における定期的な医療的ケア等に対応できるよう、夜間の対応も含め、しょうがい福祉サービス事業所の施設整備や人材確保、人材育成に向けて取り組めます。

○所定の研修を修了した介護職員等によるたん吸引・経管栄養等の推進を含め、医療的ケアの充実に向け、適切に取り組めます。

○重症心身しょうがい児者の医療対応やレスパイトについて、圏域内病院や医師会と調整を図ります。

○医療型短期入所事業所の開設のための支援を通じて、医療的ケア児者や重症心身しょうがい児者の介護を行っている家族の負担を軽減し、地域で安心して生活できるように取り組みます。

4 医療費の支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・更生医療、育成医療、精神通院医療の医療費の支給
- ・福祉医療費助成制度の対象となる人に対して、医療費の負担軽減のための助成制度を適用した継続的な支援

■当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・年金生活のため福祉医療受給券は大変ありがたい制度
- ・医療機関での医療費補助の拡充
- ・更生医療の利用期間が短く、通るのが遅い

■今後の方向性

現在、障害者総合支援法の規定に基づく自立支援医療や、県制度及び市独自の取組による福祉医療費助成制度により、しょうがいのある人の医療費の支援を行っています。今後も、安心して医療を受けることができるよう支援を継続します。

（1）更生医療

○身体にしょうがいのある人で、手術等の治療によってそのしょうがいを除去・軽減する効果が確実に期待できる場合、自立支援医療費を支給します。

（2）育成医療

○しょうがいのある児童や、将来しょうがいを残す懸念のある疾患がある児童について、手術等の治療によってそのしょうがいを除去・軽減する効果が確実に期待できる場合に自立支援医療費を支給します。

(3) 精神通院医療

○精神にしょうがいのある人について、通院による精神医療を継続的に要する病状にある場合、その通院の医療費について自立支援医療費を支給します。

(4) 福祉医療

○心身に重度のしょうがいのある人に対し、県の制度や市独自の制度により、医療費の自己負担額の全部、又は一部を支援します。

第5節 育ちを支える発達支援「はぐくむ」

1 早期の発達支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・就学前の発達支援の必要な児童が児童発達支援のサービスを受けられるよう公設療育で取り組んできたが、近年は市内に民間事業所が開設され、より多くの児童がサービスを受けられるようになった
- ・学齢期の放課後等の発達支援の場である放課後等デイサービスの事業所が市内にも順次開設され、多くの児童が利用できるようになった
- ・放課後等デイサービスや日中一時支援事業の利用により、介護する家族のレスパイトの実現

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・乳幼児健診等が充実してきたため早期発見はできてきたように思う
- ・医療依存度が高い乳幼児の場合、家族支援における早期対応はできていません
- ・放課後等デイサービスはたくさんありますが、単なる預かりではなく、時に生活における支援、また、成長に応じたサポートを学校と共に協働するしくみを作りたい
- ・医療的ケア児者が使える放課後等デイサービスの整備が必要
- ・聴覚しょうがいの子どもの他にもきょうだいがいるので子育て支援をお願いしたい

■今後の方向性

近年、発達しょうがいの認知の広がり等から、様々なしょうがいの特性のある子どもとその家族へのきめ細かな対応が求められています。

しょうがいのある児童の発達支援について、一人ひとりの多様なしょうがい特性に応じた適切な障害児通所支援を行います。

また、しょうがいの有無に関わらず、子どもたちが様々な遊び等を通じて共に過ごし、成長していけるよう保育所等でのインクルージョンを推進します。

(1) 障害児通所支援の充実

①児童発達支援

○児童発達支援の主な対象が乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であるため、すべての子どもに総合的な支援が提供されるよう、質の確保と向上に努めます。また、各関係機関と連携し、家族への情報提供や相談・支援体制の充実に努めます。

②放課後等デイサービス

○放課後等デイサービスは、発達支援だけでなく家族のレスパイトや、保護者の就労等の預かりニーズへの対応も行います。また、学校との役割分担や連携が重要となるため、個別支援計画や個別の教育支援計画等を連携させる等、学校生活を把握しながら個々に合わせた支援を提供します。

(2) インクルーシブ保育の推進

①しょうがい児保育・特別支援教育（就学前）

○しょうがいの理解や特別支援教育の専門性を高めることを目的として、多様な研修を行い、職員の資質の向上を図ります。また、教育・医療・福祉機関との連携を密にするとともに、専門家の指導を受けながら、保育内容の一層の充実や子どもの特性に応じた早期支援に努めます。さらに、支援員や看護師等の適正な配置により、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな指導や支援を行います。

②インクルージョン推進のための保育所等訪問支援の拡充

○訪問先での子どもの状態や保育所等の環境等も踏まえて、必要な手立て等の助言ができるよう、人材育成を行います。また、インクルージョン推進のための重要なサービスであることから、より効果的に活用されるよう、多職種でのチーム支援を目指します。

(3) 障害児通所支援の体制整備

○地域のしょうがい児支援体制の充実に向けて、発達支援センターが、児童発達支援センターの中核機能を担えるよう、センター機能の強化、体制整備に努めます。

2 学齡期の支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・しょうがいのある子どもが十分に教育を受けられるよう、学校施設のバリアフリー化や、しょうがいに適応した教育を実施するうえで必要な設備を整備
- ・市内の小・中・義務教育学校において、エレベーターの設置やトイレの洋式化改修、バリアフリートイレ等の整備
- ・放課後児童クラブ運営室に合理的配慮支援員を配置し、発達障害者支援認証ケアマネージャーや、発達支援室の職員とともに、放課後児童クラブを巡回し、しょうがいや発達に支援を要する子どもの支援等について助言
- ・医療行為が必要な児童が通う放課後児童クラブに、看護師を配置し安全で安心して通所できる環境の整備
- ・インクルーシブ教育の推進・構築に向けて、必要に応じて、学校に総合育成支援員（合理的配慮）を配置
- ・医療的ケアの必要な児童のための看護師を配置
- ・しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が行われるよう、特別支援教育を実施
- ・特別支援教育専門家を委嘱し、市内の小・中・義務教育学校22校にて巡回相談を行い、学校との支援体制の充実や教職員の資質向上に向けた取組を実施
- ・学校・園の養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行うメディカル・コンサルテーション事業を実施
- ・養護学校在学中のアセスメントの定着及び相談支援事業所とともに進路移行支援会議への参加、進路相談の充実
- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会にて、特別支援学校と関係機関（働き・暮らし応援センター、ハローワーク等）との連携強化

■事業所等アンケート

- ・インクルーシブ教育について、どの程度進んでいるのかわかりづらい
- ・教育機関との連携が難しく、卒業後を見据えられないままに卒業され、その後の支援が大変で難しい
- ・医療と福祉の連携は構築されてきていると思うが、教育との連携はまだまだこれからだと思う

■今後の方向性

しょうがいのある子どもに対し、学齢期において、そのしょうがいの状況や本人・家族の希望に応じた教育や支援を行うことで、自分らしく地域生活を送るための基礎づくりができるよう取り組んでおり、今後もその充実を図ります。

また、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・義務教育学校間の連携のもと、しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行い、多様な学びの場の環境整備の充実を図ります。

(1) 学校教育の充実

①インクルーシブ教育の推進

○特別な支援が必要な児童生徒の教育的ニーズへの対応や、インクルーシブ教育の推進のために、総合育成支援員(合理的配慮・介助員・医療的ケア)を配置します。さらに、各学校において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援充実のため、しょうがいの理解、校内体制の整備、関係機関との連携等に精通できるように、特別支援教育コーディネーター及び通級指導教室担当者の資質向上を図ります。

○しょうがいのある子どもとしょうがいのない子どもが、相互のふれあいを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする「交流」と教科等のねらいの達成を目指す「共同学習」が一体となっている「交流及び共同学習」を推進します。

○しょうがいのある子どもが地域の学校で安心して教育が受けられるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、必要に応じてトイレやスロープや手すりの改修等をはじめ教育施設の改修、整備を行います。

○医療的ケアを必要とする子どもが安心して教育を受けることができるよう、看護師やたん吸引や経管栄養を行う資格のある介護従事者等の派遣等の支援に取り組めます。

②特別支援教育の実施

○しょうがいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う「特別支援教育」を実施します。学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)等を含めたしょうがいのある子どもの自立や社会参加に向けて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。

○学校・園を対象に、養育・教育に関わる発達上の医療相談を嘱託医が行い、子どもたちの健やかな成長のためにメディカル・コンサルテーション事業を進めます。

○小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍する、発達しょうがいのある子どもを対象として実施している通級指導については、新設の要望、サテライト教室を含む巡回指導の推進等、指導を受ける機会の確保と担当教員の専門性の向上を図ります。

○しょうがいのある子どもが将来にわたって自立・社会参加ができるように、必要な知識、技能を身につけるため、合同交流会や中小合同発表会等の場を取り入れます。

【本市の小・中・義務教育学校における特別支援学級の状況】（各年度5月1日現在）

	学級数	児童・生徒数
平成30年度	73 学級	249 人
令和元年度	75 学級	262 人
令和2年度	74 学級	270 人
令和3年度	77 学級	274 人
令和4年度	78 学級	267 人

（2）休日・放課後・長期休暇中の支援

①地域での子育て支援

○しょうがいのある子どもが地域の中で育まれるよう、放課後児童健全育成事業、ファミリーサポートセンター事業や地域子育て支援拠点事業等で、地域での子育て支援への取組について、しょうがいのある子どもの利用や参加を促進します。また、放課後児童クラブ運営室に配置する合理的配慮支援員が、発達障害者支援認証ケアマネージャーや発達支援センターの職員とともに放課後児童クラブを巡回し、児童クラブの支援員に対して、しょうがいや発達に課題がある子どもの支援や環境整備について助言します。

②しょうがい福祉サービスによる支援

○放課後等デイサービスや日中一時支援事業等のしょうがい福祉サービスを活用し、しょうがいのある子どもに放課後や休暇中の活動場所を提供します。これにより、子どもの見守りや支援を行うほか、介護負担の軽減等を図ります。

(3) 幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・義務教育学校等での支援

○地域の幼稚園・保育所・認定こども園・小・中・義務教育学校等において、しょうがいのある子どもの特性や適性、希望等を踏まえたうえで、その受入や支援の充実を図るため、児童・生徒や教職員等への福祉教育、教職員の適正配置、園舎・校舎の改修等、必要となる取組を進めます。

3 青年期・成人期の支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・令和2年度に全年齢の発達に関する相談窓口として「発達支援室」を設置し、青年期、成人期の発達相談を実施
- ・県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする人が、切れ目のない支援が受けられるよう、令和5年4月に、県と長浜市が協定を締結し、「児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組」を開始
- ・中学卒業後の高校、大学、社会人の発達に関する相談が増加し、発達に関する相談以外に、ひきこもりや精神疾患の発症、強度行動しょうがい等の二次的な問題に対応するため、発達支援室に発達障害者支援ケアマネージャーの研修修了者や、アウトリーチ支援員の配置を行い、関係機関や専門機関と連携し、支援を実施
- ・福祉サービスにつながらない青年期、成人期の就労準備支援として、有償ボランティア等の就労体験や生活体験の機会を確保

■事業所等アンケート

- ・乳幼児健診時の見立てから、個々に合わせた支援を学童期・青年期前期頃までは引き継がれているはずだが、青年期頃から自立に向けての配慮がされずに成人期である福祉事業所へ引き繋がれるため、ゼロから支援を組み立てていくこととなり、事業所にも本人にも負担がかかる

■今後の方向性

本人の困り感や生きづらさが周囲の人に理解されず、職場や学校等で孤独を感じている人がいるため適切な支援が必要です。相談窓口を明確にし、社会生活や就労等の相談支援を強化します。また、義務教育までの支援情報を適切につなぎ、一貫した支援を実施できるよう、体制整備を行います。

(1) 支援情報のつなぎ

○家族情報や生育歴等の基本情報のほか、発達検査の結果や、診断書、個別支援計画、個別の指導計画等の支援情報を綴る「相談支援ファイル」の義務教育以降の活用について、高校や大学、企業への啓発を行います。

(2) 本人支援の充実

○発達に支援を要する人のなかには、青年期、成人期になってより大きなつまづきやストレスを受けやすい人が多いといわれているため、適切な自己理解を進め、自分なりのストレスの対処方法を身につけることができるよう、本人への相談支援を強化します。また、関わる周囲の人々が、本人の特性に関する共通理解をもち、適切な関わりができるよう、大人の発達しょうがい等の啓発や関係機関との連携を図ります。

(3) 居場所づくりと家族支援

○学校卒業後、18歳以降も社会から孤立しないよう、青年期以降の居場所づくりを進めます。さらに、青年期、成人期の課題を適切に把握し、ひきこもり等の二次的な問題を防げるよう、本人や家族への支援に取り組みます。

(4) 進学・就労等の支援

○学校卒業後の進路を決定する支援として、在学中に就労体験(職場体験)や就労移行支援事業所において就労に係るアセスメント等を行うことで、自分の希望に沿った進学や就労等を自己選択し、自己決定ができるように教育機関や就労移行支援事業所や就労支援機関(テクノカレッジ、働き・暮らし応援センター、公共職業安定所等)との連携のもと、進路相談に取り組みます。

【市内養護学校高等部卒業者の進路状況】

(令和4年度 実績)

		卒業者	進学者	一般就労	就労移行支援	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	生活介護在宅等
長浜養護(高等部)	全体	34	0	3	3	2	14	12
	うち長浜市	24	0	0	3	2	11	8
長浜北星高等養護	全体	9	0	4	2	3	0	0
	うち長浜市	9	0	4	2	3	0	0

4 切れ目のない発達支援体制の構築

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・令和2年度にしょうがい福祉課内に、全年齢の発達に関する相談窓口となる「発達支援室」を設置。0～3歳の発達相談は健康推進課の母子保健事業、小・中の義務教育の発達相談は教育委員会の特別支援教育の部署と重層的な相談支援の実施
- ・成育歴や支援情報をファイリングし、相談時に活用する「相談支援ファイル」を就学前の相談時や希望者へ配布
- ・福祉、教育、そのほかの関係機関が連携して支援を行うための体制整備を検討する発達支援連携会議の定例開催

■事業所等アンケート

- ・子どもの育ちを一生継続して支援していけるように、各関係機関の連携、情報共有は必須だと思う
- ・就学前教育、小中学校(義務教育学校含む)教育、高等教育等それぞれ担当がバラバラで、うまくつながっていない現状がある
- ・保健、福祉、教育の縦割りをなくし、しょうがい認定を受けても、それまでの自分らしい暮らしが続けられるように配慮してほしい
- ・各々のステージにおいて、しょうがいのある人に対して適切に対応ができるように、切れ目のない横断及び縦断的な連携を重視してほしい

■今後の方向性

各ライフステージにおいて、しょうがいのある人に対して適切に対応ができるよう、また、切れ目のない支援ができるよう横断的かつ縦断的な体制整備に取り組みます。

(1) 相談・支援体制の充実

①つなげるための初期相談と支援の実施

○発達しょうがいや発達に支援を要する人が、各ライフステージを通じて、適切な支援を受けられるよう、はじめの相談となる窓口には、心理職等の専門職を配置し、本人、家族のニーズを適切に聞き取ってアセスメントを実施し、支援につなげます。また、各ライフステージにおいて、発達しょうがいに対する専門的な関わ

りができるように、支援を行う人の役割や経験に応じて、研修計画を立て、実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発達に関する相談数	1,336件	1,363件	1,529件

※各年度3月末日 現在

②家族等への支援

○発達しょうがいや発達に支援を要する人に対して、適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達に支援を要する児者の家族等に対する支援体制の充実に努めます。

③普及・啓発の促進

○発達しょうがいのある人や発達に支援を要する人が、地域生活の中で成長発達が促され、生涯にわたって地域・社会生活を円滑に送れるよう、家族をはじめ、各種関係機関や、より多くの市民や団体、企業を対象に、発達しょうがいに関する正しい理解についての普及、啓発を行います。普及、啓発については、出前講座や発達支援研修会の実施、パンフレットの作成や広報紙への掲載等、広報活動の計画的な推進を図ります。

(2) 支援体制の構築に向けた取組

①「相談支援ファイル」の活用による継続的な支援の実践

○保健、医療、福祉、教育、労働等の各機関において、必要な情報を本人、保護者と共有し、連携して相談・支援が行えるよう、引き続き「相談支援ファイル」の活用と普及に努めます。活用にあたっては、ファイルに綴られた内容が生涯にわたって本人への支援につながるよう、内容や活用方法について検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談支援ファイル配布数	203冊	212冊	215冊

※各年度3月末日 現在

②発達支援連携会議の充実

○本市における発達しょうがいや発達支援の必要な児者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージにおける一貫した支援体制を構築するため、関係機関の

連携のあり方や推進、強化を図ることを目的に「発達支援連携会議」を定例で開催します。会議では、家庭・教育・福祉の連携を推進するための方策を検討することを中心に、教育委員会と福祉部局の関係者が集まり、具体的な取組を検討し、各担当部署で実施します。

- 発達支援連携会議で検討した内容や、乳幼児から成人期以降の一貫した支援の在り方や発達支援センターの取組について、外部機関や学識経験者の意見や助言をいただく場を設け、切れ目のない支援体制の構築に向けて、取組を強化します。

第6節 活動の充実「いきがい」

1 就労支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・働き・暮らし応援センター、ハローワーク、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所と連携し、しょうがい者雇用の拡大に向けた働きかけ
- ・しょうがい福祉サービス提供事業所から業務運営や新しいしょうがい福祉サービスの立ち上げ等に係る相談
- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会の専門部会を通して、福祉的就労から一般就労への移行・定着の推進
- ・しょうがいのある人が、その適性にあった仕事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や就労後における職場定着の支援
- ・提供可能な役務情報を事業所から収集し、市ホームページ及び庁内掲示板、窓口にて情報提供
- ・市役所の各部署に対し、物品購入や業務委託に係る積極的な発注の促進
- ・長浜市企業内人権教育推進協議会を通じ、しょうがい者が活躍できる場や共生の進む街づくりへの取組

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・就労環境づくりは引き続き取り組む必要があると感じる。また、多様な働き方が可能となり、これを受け入れた就労モデルの開発や受け入れ態勢の普及の必要もあるかと思う
- ・法定雇用率は徐々に改善されているが、未達成企業が多い
- ・労働条件の改善も含め企業への働きかけが大切である
- ・就労を希望されるしょうがいの人の最初の窓口がわかりにくい
- ・形にあてはまらない就労の場作り（農福連携等）
- ・まだまだしょうがい者の就労（働く場所、人間関係等）は難しい面がある
- ・しょうがい者雇用の求人をもっと増やしてほしい
- ・働く場がもっと充実して、能力に応じた作業等ができる環境が広がれば良いと思う
- ・しょうがい者の就労支援として在宅で仕事ができる資格が取れるような支援があるとありがたい

■今後の方向性

しょうがいのある人の就労に対する意欲が高い一方で、就労機会は十分ではなく、就労している場合においても様々な悩みや困難を抱えている人が多くいます。このため、しょうがいの特性に応じた就労支援や就労に伴う生活上の相談支援等、関係機関や地元企業と連携して取り組みます。

また、しょうがいのある人と一緒に働くうえで、同僚の理解と協力が必要なため、企業へのしょうがい者理解と雇用の促進を行い、しょうがいのある人のさらなる雇用拡大及び職場定着等に向けて取り組みます。

(1) 一般就労の拡大

①企業等への働きかけ

○滋賀県の実雇用率は法定雇用率を上回っていますが、今後も長浜公共職業安定所、商工会議所等と連携し、事業主に対して雇用促進に係る各種制度の紹介、就労支援のネットワークへの参加協力等を働きかけ、職場定着のためのアフターフォロー体制を整え、引き続き、しょうがいのある人の働きやすい環境の構築に努めます。

【民間企業におけるしょうがい者雇用の状況】

(令和4年6月1日現在)

	滋賀県	全国
しょうがい者雇用 実雇用率	2.46%	2.25%
法定雇用率達成企業の割合(法定雇用率：2.3%)	58.6%	48.3%

出典：滋賀労働局報道発表資料

②長浜市役所のしょうがい者雇用の拡大

○令和4年度において、長浜市役所のしょうがい者雇用数は、35.0人であり、実雇用率は2.35%となっています。県内市町の平均値を上回るものの、法定雇用率の2.6%に相当する人数である38.8人の雇用を達成できていません。令和6年度には、地方公共団体の法定雇用率が3.0%に引き上げとなる(経過措置として、令和8年6月30日までの間、国及び地方公共団体に係る法定雇用率は2.8%)ことを見据え、障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者雇用推進者や障害者職業生活相談員の活用による職場への定着支援を実施するとともに、しょうがいのある人を対象とした職員採用の機会の拡大に努め、法定雇用率の達成を目指します。

【市町におけるしょうがい者雇用の状況】

(令和4年6月1日現在)

	県内 19 市町平均	長浜市 役所	長浜市病院 事業管理者
しょうがい者雇用率（法定雇用率：2.6%）	2.32%	2.35%	2.44%

出典：滋賀労働局報道発表資料

③しょうがいのある人や支援者の起業等への支援

○しょうがいのある人や当事者を支援する人等による NPO 法人の設立、起業等を支援します。また、起業や業務運営に関する情報を提供します。

④重度しょうがいのある人の就労支援

○重度しょうがいのある人の通勤や職場等における支援について、市内企業等に対して、障害者雇用納付金制度に基づく助成金活用についての情報提供を行います。

⑤一般就労への移行の支援

○一般就労を希望するしょうがいのある人が、その適性にあった仕事に就けるよう、就労移行支援サービスやジョブコーチ制度等を活用し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練や職場定着の支援を行うとともに、就職面接会の実施等、しょうがい者雇用についての情報提供に努めます。

○長浜米原しょうがい者自立支援協議会での議論を踏まえ、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。

⑥一般就労の定着支援

○福祉的就労等から一般就労に移行されたしょうがいのある人が、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けられるようサポートするため、今後も就労定着支援事業所の新規設置に向けての働きかけを行います。

○定着支援はこれまでも、就職までを一貫してサポートする就労移行支援事業所や、生活と就労を一体的に支援する働き・暮らし応援センター等が中心に支援してきましたが、対象者の増加や、働くことにまつわる様々な課題解決のニーズも高まっています。

○一般就労への移行をさらに促進するため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会「ステップアップ推進班」での協議において、就労支援の体制を整理し、役割分

担や、一般就労への移行・定着にむけて効果的な検証方法や時期等を検証します。

○企業に対しても障害者雇用助成金を活用して、就労環境を整えるよう働きかけを行います。

(2) 福祉的就労の支援

①就労継続支援（A型）事業

○一般就労としての雇用が困難なしょうがいのある人等に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった人については、一般就労への移行に向けて支援を行います。また、重度のしょうがいのある人の就労を支援する事業所に対して、県事業を活用した支援を行います。

②就労継続支援（B型）事業

○一般就労や就労継続支援A型の利用が困難な人等を対象として、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力が高まった人については、一般就労や就労継続支援A型への移行に向けて支援を行います。

(3) 販路・事業拡大等の支援

①製品・事業の広報

○様々な機会をとらえ、製品の展示や紹介、業務内容の情報提供を行う等、販路や事業の拡大等を支援します。また、長浜米原しょうがい者自立支援協議会や、事業所連絡協議会を通じ、販路等についての情報共有を行うよう努めます。

②市の発注拡大

○市の物品購入や業務委託について、「障害者優先調達推進法」や「長浜市しょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、優先発注が可能な業務については、発注の拡大に向けて働きかけを行います。

【市優先発注の実績状況】

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6,740,903円	8,167,616円	7,655,228円	12,011,573円	9,947,531円

(4) 就労支援体制の充実

①就労支援のネットワークづくり

○長浜米原しょうがい者自立支援協議会の専門部会や連絡会等を通じて、公共職業安定所、働き・暮らし応援センター、就労支援事業所、企業、特別支援学校等の関係機関が連携し、情報共有、課題の把握・解決に向けて取り組みます。

②働き・暮らし応援センターの連携強化

○しょうがいのある人に対する就労・職場定着や日常生活・社会生活上の支援、職場の開拓等、就労面・生活面の両面から支援を行う「働き・暮らし応援センター」との連携を強化します。

③就労の場におけるしょうがいのある人の権利擁護

○関係機関や事業主等の協力のもと、また、「長浜市企業内人権教育推進協議会」等の研修の場において、職場全体へのしょうがい者理解の浸透に努め、しょうがいを理由とした差別や虐待がないよう、啓発活動と相談体制の充実を図り、しょうがいのある人が職場に定着できるような環境の整備を進めます。

2 日中活動支援

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・湖北圏域に医療的ケアの支援が可能な生活介護、放課後等デイサービス、短期入所の整備
- ・米原市と共同で委託して地域活動支援センターを設置し、社会参画の場、日中活動の場、情報交換・共有の場等の活動促進
- ・療養介護・自立訓練に関して、他圏域のサービスを利用できるように支援

■事業所等アンケート

- ・放課後等デイサービス以外のサービスの充実や卒業後の日中活動の場所は、まだまだ不足していると思うので、本人が参加しやすい形での居場所作りをしていただきたい
- ・身体、家(施設)の設備、年齢、性別、経済事情等、様々な要因で入浴が困難な人がいる。生活介護だけでは対応しきれず、今までにない形のサービスとなるが、入浴に特化したサービスは必要だと思う
- ・重症心身しょうがい児者、医療ケア児者の短期入所及びレスパイトサービスが必要

- ・自閉スペクトラム症児者のような、強度行動しょうがい者への対応が出来るサービスを増やす必要がある
- ・医療的ケア児者が使える短期入所の整備が必要
- ・生活介護の利用を受ける際に、作業量の確保が課題。知的しょうがいのなかでもとりわけ、自閉スペクトラム症の人は、フリータイムの苦手さが特性としてある

■今後の方向性

就労が難しいしょうがいのある人にとって、生活を楽しむための創作的活動や生産活動、身体・生活機能の訓練等の日中活動が重要です。

また、日中活動の場の確保は介護者の就労支援や一時的な休息の支援にもつながります。

今後、日中活動のニーズが多様化する中で、量・質の両面から事業所の基盤整備、運営の支援等に取り組むとともに、学校卒業後の自立を見据えた就労支援、生活介護等の日中活動の場の確保に関するニーズに対応していくための体制づくりの推進や、重度のしょうがいがある人や医療的支援が必要な人の日中活動のニーズに対応するしくみと体制づくりの推進に取り組みます。

（１）日中活動系サービスの充実

①生活介護

○しょうがい者支援施設等において、身体介護、身体機能・生活機能向上のための援助を提供するほか、生活を楽しむための活動等を実施します。また、生活介護は日中活動系サービスの中核的なサービスであり、重度心身しょうがい、強度行動しょうがい、発達しょうがい等、しょうがい種別のニーズに沿った専門的支援が必要であるため、今後も施設設備の充実や専門職員の配置等、運営の支援に取り組みます。

②短期入所（ショートステイ）

○介護者の疾病その他の理由により介護が受けられないときに、短期間の施設入所を行います。地域生活への移行、定着、継続のために重要なサービスであり、さらなる充実に向けて取り組みます。

○医療的ケア等が必要な人への利用支援を検討します。

③自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）

○自立訓練（機能訓練）の利用者数は横ばいである一方、自立訓練（生活訓練）の

利用者数は、居宅やグループホーム等での生活を見据えての利用が継続しているため、増加傾向にあります。

【支給決定者数】

サービス	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立訓練 (機能訓練)	1 人	0 人	1 人	1 人	2 人
自立訓練 (生活訓練)	6 人	5 人	7 人	12 人	18 人
宿泊型 自立訓練	2 人	5 人	4 人	6 人	6 人

※各年度 4 月 1 日 現在

④日中一時支援

○しょうがいのある人の日中において、事業所等で活動の場所を提供し、見守りや社会適応訓練を行い、介護者の就労支援や一時的な負担軽減を図れるよう支援します。

○日中一時支援事業の実利用者は、減少傾向にあるものの、多様化する利用者のニーズや新たな課題等に幅広く対応できるように、事業所と連携しながら利用者ひとり一人のしょうがい特性に合わせた支援を行います。

【実利用者数】

サービス	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
日中一時支援 事業	152 人	159 人	153 人	144 人	142 人

※各年度 4 月 1 日 現在

3 社会参加・参画の促進

【現状と課題】

■これまでの主な取組状況

- ・本庁舎の中庭にて、アール・ブリュット作品の展示及び啓発
- ・全国障害者スポーツ大会の開催周知のため、市民参加型の動画作成やしょうがい

スポーツの普及啓発への協力

- ・移動支援事業を通じて、社会参加のためのレクリエーションや余暇活動を行う機会への充実
- ・浅井文化ホール、木之本スティックホールにおいてのトイレのバリアフリー化
- ・令和2年4月にユニバーサルデザインを導入した「長浜伊香ツインアリーナ」のオープン
- ・豊公園再整備事業における園路等のバリアフリー化
- ・(新)長浜中央公園整備事業において、新たにバリアフリースイートの整備
- ・イベント等の開催時、誰もが参加しやすい環境を提供できるよう、手話通訳者や要約筆記者を配置する等の配慮
- ・しょうがい福祉のしおりを刷新し、減免利用できる公的な文化施設やスポーツ施設の掲載による利用の推進
- ・尿漏れに不安のある人が安心して外出できるよう、公共施設にサニタリーボックスを設置

■事業所等アンケート／当事者アンケートの意見（一部抜粋）

- ・防災計画等の策定会議のメンバーにしょうがい当事者を入れてほしい
- ・しょうがいのある人が、自然に憩いの場に集い、しょうがいのない人と交流できるような場作りや催しへの参加し、長浜市ならではの取組や事業がさらに増えることを期待する
- ・社会参加できる場所の提供や情報発信をすすめるとともに、しょうがいのある人をサポートするボランティアの育成を考えてほしい
- ・一般に開催されているサークルに、しょうがいがある人が参加しやすくなる環境の整備(受入れ側の理解、ヘルパー等サポート役の同行)
- ・障害者手帳で使える施設をもっと増やしてほしい。例えば、温泉施設やジム、ホテル等の宿泊施設での割引
- ・スポーツに取り組める環境を作してほしい
- ・しょうがい者向けのイベントや交流会等を増やしてほしい

■今後の方向性

しょうがいのある人の積極的な社会参加を支援するため、利用しやすい施設づくりやイベント等における配慮、しょうがいのある人同士や市民との交流、スポーツ活動の機会の提供等、社会参加の機会の確保に努めます。

また、しょうがいのある人の移動支援事業を実施し、余暇支援・社会参加の促進を図るとともに、身近な地域での社会参加を促進することで、生活の質を高め、「いきがい」や「やりがい」を創出することができるよう取り組みます。

(1) 多様な活動の支援

①文化芸術活動の推進

○アール・ブリュット(伝統や流行等に左右されず自身の内面からわきあがる衝動のまま表現した芸術)をはじめとする文化芸術活動について、その活動支援や普及啓発を実施します。

②しょうがい者スポーツの推進

○令和7年に滋賀県で開催される第24回全国障害者スポーツ大会やスペシャルオリンピックス等、しょうがい者スポーツのより一層の普及を図るため、大会の開催・参加や、指導員・審判員・ボランティア確保等への協力を行います。

③余暇活動等の支援

○しょうがいのある人が自らの希望にそって趣味・レジャー・娯楽等の余暇活動を行うことができるよう、機会の充実や心置きなく過ごせる場所の創出等に取り組みます。

○パソコン・音楽・料理・裁縫等の各種教室や交流サロン、生活情報の提供等を行う「しょうがい者生活支援事業」を委託して実施し、社会参加の促進や社会生活力を高める支援を行います。

(2) 参加を促進する環境づくり

①利用しやすい施設づくり

○スポーツ施設・文化施設等の公共施設について、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進等、誰もが利用しやすい設備・機能の充実等に取り組みます。

②憩いの空間づくり

○公園や水辺の整備等、身近な地域やまちなかにおいて、しょうがいのある人が気軽に立ち寄り語らうことのできる「憩いの空間」づくりを推進します。

③イベント等における配慮

○イベント等を開催する際に手話通訳者や要約筆記者を派遣する等、しょうがいのある人の参加へ配慮を行います。

④自動車操作訓練費・自動車改造費の助成

○身体にしょうがいのある人が、自動車の運転免許を取得するときの費用の一部

を助成します。さらに、身体に重度のしょうがいのある人が就労等に伴い自動車の改造等の必要がある場合、その費用の一部を助成し就労支援や社会参加の支援を行います。

⑤施設利用料等の減免・割引

○しょうがいのある人の経済的負担を軽減し、社会参加を促進するため、公共施設の施設利用料の減免を推進します。また、民間の施設についても、観覧料や入場料等の割引制度の拡充を働きかけます。

第4章 アクションプランの成果目標・サービス見込み

1 成果目標

国の基本指針における成果目標の設定に関する考え方を踏まえ、令和8年度を目標年度とする7項目の成果目標を掲げ、目標の達成に向けた総合的・計画的な取組に努めます。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) しょうがい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) しょうがい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

- ・ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

■市の成果目標

項目		目標値(R8)	
令和4年度末の施設入所者数	151人	地域生活移行者数 (延人数)	9人(6%)
		削減数(延人数)	8人(5%)

■県外入所施設から県内入所施設への移行者数(県独自目標 連携)

項目	目標値(R8)	※県独自の成果目標のため、基本指針なし
県内入所施設への移行者数	3人	※毎年1人の移行目標

<目標実現のための取組>

- ・ 入所施設や家族等との調整を図るとともに、安定した地域生活が送れるよう、退所後の地域生活の支援体制を充実させます。

- ・重度心身しょうがい児者、医療的ケア児者、強度行動しょうがいのある人の対応できるグループホーム等の施設整備も含めた支援に取り組みます。

(2) 精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本方針】

- ・精神しょうがい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上の入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

■市の成果目標

項目		目標値(R8)	
令和4年度の地域移行支援の利用者数	0人	精神病床から地域移行支援・地域定着支援を利用する人の数(延人数)	5人

<目標実現のための取組>

- ・精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療、福祉関係者等の関係機関、精神しょうがい当事者団体と連携し、包括的な支援体制を進め、精神しょうがい者の地域移行支援に取り組みます。

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本方針】

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■市の成果目標

項目	目標値(R8)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上の検証・検討
強度行動しょうがい者への支援体制の整備	整備検討(圏域)

<目標実現のための取組・現状>

- ・地域生活支援拠点等については、湖北圏域での整備(面的整備)を行っており、その機能の充実を図るため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会等を活用し、運用状況の検証、検討を行います。
- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会において、強度行動しょうがい者に対する状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本方針】

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■市の成果目標

項目		目標値(R8)	
令和3年度の就労定着支援の利用者数	195人	就労定着支援の利用者数	275人

<目標実現のための取組・現状>

- ・ハローワーク、働き・暮らし応援センター、就労支援事業所等と連携を進め、しょうがい者が効果的な就労支援を受けられるよう体制づくりを進めます。
- ・就職後も安心して働き続けられるよう、就労移行から就労定着までの切れ目のない支援を強化します。

(5) しょうがい児支援の提供体制の整備等

【国の基本方針】

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、しょうがい児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

■市の成果目標

項目	R4 実績値	目標値(R8)
児童発達支援センターの設置数（市）	1 箇所	1 箇所(継続)
保育所等訪問支援を利用できる体制構築（市）	設置	設置(継続)
重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業所の確保（市）	設置	設置(継続)
重症心身しょうがい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（湖北圏域）	1 箇所	1 箇所(継続)
医療的ケア児支援のための協議の場（湖北圏域）	設置	設置(継続)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（湖北圏域）	設置(圏域)	設置(継続)
医療型短期入所事業所の新規開設（市）	0 箇所	1 箇所

<目標実現のための取組>

- ・児童発達支援センターは「長浜市児童発達支援センター」が市内に1箇所整備されており、保育所等訪問支援も行っています。今後も関係機関とより一層の連携を図ります。
- ・重症心身しょうがい児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業所の整備に努めるとともに、湖北圏域で設置した重症心身しょうがい児を支援する放課後等デイサービス事業所への受入れ拡大の支援等を進めます。
- ・医療的ケア児支援のための協議の場及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は湖北圏域で設置しており、医療的ケア児者の受入体制の強化や地域生活の支援向上を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本方針】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 |
|--|

■市の成果目標（湖北圏域での設置）

項目	R4 実績値	目標値(R8)
総合的・専門的な相談支援機関の設置	設置	設置(継続)

計画相談支援及び障害児相談支援に従事する相談支援専門員数	30人	35人
主任相談支援専門員数	1人	2人
強度行動障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員のいる相談支援事業所数	4事業所	6事業所
医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員のいる相談支援事業所数	5事業所	6事業所
精神しょうがい者等のしょうがい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員のいる相談支援事業所数	3事業所	4事業所

<目標実現のための取組>

- ・総合的・専門的な相談支援機関の設置については、基幹相談支援センターがその機能を担っているため整備済みとして、さらなる相談支援体制の強化を図ります。
- ・地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、相談支援専門員の人材育成の支援、相談支援事業所と保健、医療、福祉サービス等の関係機関との連携強化に取り組みます。

(7) しょうがい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築

【国の基本方針】

・各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■市の成果目標

項目		実績値 (R4)	目標値 (R8)
しょうがい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施するしょうがい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	9人/年	10人/年

<目標実現のための取組>

- ・しょうがい福祉サービス等の質を向上させ、しょうがい者が必要とするサービスを提供できるよう県が開催する市町職員向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業所向け研修等に積極的に各種研修に参加し理解を深めます。

2 しょうがい福祉サービスの利用見込み

アクションプランの策定にあたり、計画期間における各年度のしょうがい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量、その見込量に対する確保方策を定めます。

なお、見込量は、本市における令和3年度から令和5年度(見込み)までの各しょうがい福祉サービス等の利用実績をもとに、各年度のニーズを勘案しつつ、サービスごとに令和6年度から令和8年度までの見込量を推計しました。

1. 訪問系サービスの利用見込量

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーの訪問により、自宅で入浴・食事・排せつや家事の援助、通院の付き添い等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のある人や知的しょうがいのある人で、常時の支援を必要とする場合、身体介護、家事、外出時の移動等を総合的に支援します。
同行援護	視覚にしょうがいのある人に対し、移動時・外出先での支援を行います。
行動援護	行動上における危険回避のための援護や身体介護等の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要が非常に高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

【サービスの見込量（1か月あたり）】 ※R5推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
居宅介護	人分	276	289	287	292	297	302
	時間分	4,753	4,807	4,918	5,060	5,206	5,356
重度訪問介護	人分	9	9	10	11	12	13
	時間分	1,907	2,088	2,389	2,857	3,417	4,087
同行援護	人分	27	27	28	29	30	31
	時間分	434	490	532	613	706	813
行動援護	人分	23	22	23	24	25	26
	時間分	773	704	728	731	734	737
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

【サービスの確保策】

訪問系サービスは、利用者が増加傾向で、今後も居宅介護サービスをはじめ、利用者数の増加が見込まれるため、引き続き、事業者への情報提供や連携、積極的な参入の促進等を図っていき、安定的で質の高いサービスが提供できるように努めます。

2. 日中活動系サービスの利用見込量

サービス	概要
生活介護	施設において、身体介護や家事援助が受けられ、創作的活動又は生産活動の機会の提供や身体機能・生活機能の向上のための援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要なりハビリテーションを行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けた生産活動、職場体験やその他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等に就労することが困難な場合、雇用契約に基づいて生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等に就労することが困難で、雇用契約に基づく就労が難しい場合、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行された人に対して、一定期間、就労に伴う生活上の支援を行います。
療養介護	医療的なケア、常時介護を必要とする場合、病院において、機能訓練、療養上の管理・看護、医学区的な管理のもと介護を行います。
福祉型短期入所	居宅で介護者が病気等の理由により介護できない場合に、しょうがい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行います。
医療型短期入所	居宅で介護者が病気等の理由により介護できない場合に、病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の必要な介護を行います。

【サービスの見込量（1か月あたり）】 ※R5推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護	人分	347	355	361	371	382	393
	人日分	6,593	6,818	7,039	7,389	7,756	8,142
自立訓練 （機能訓練）	人分	1	1	2	4	4	4
	人日分	17	23	41	84	84	84
自立訓練 （生活訓練）	人分	7	13	19	28	28	28
	人日分	127	220	253	369	369	369
就労移行支援	人分	28	25	26	26	26	26
	人日分	409	328	338	340	340	340
就労継続支援 （A型）	人分	123	138	145	149	153	157
	人日分	2,332	2,631	2,804	2,875	2,952	3,030
就労継続支援 （B型）	人分	285	280	297	305	314	323
	人日分	4,639	4,649	4,976	5,093	5,243	5,394
就労定着支援	人分	16	15	17	19	21	23
	人日分	16	15	17	19	21	23
療養介護	人分	29	29	30	30	31	31
	人日分	879	887	908	934	960	987
短期入所	人分	41	44	56	60	64	69
	人日分	334	299	342	367	394	423

【サービスの確保策】

就労系サービスは、特別支援学校の生徒が卒業した後の受け皿や、しょうがいのある人の社会参加としての利用増加が見込まれることから、サービスの充実を図るための事業所確保及び支援します。

また、短期入所は、市内に事業所が少なく、特に、高度な医療ケアを必要とする重症心身しょうがい児者への支援を行う医療型短期入所は、県南部に施設が集中しているため、県と連携しながら市内事業所へ施設整備を働きかけます。

3. 居住系サービスの利用見込量

サービス	概要
共同生活援助	地域にある住宅等で共同生活をし、世話人の支援や介護、相談等の日常生活の支援を行います。
施設入所支援	主に夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

【サービスの見込量（1か月あたり）】 ※R5 推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
共同生活援助	人分	101	119	123	134	138	142
施設入所支援	人分	121	122	122	119	115	112

【サービスの確保策】

共同生活援助(グループホーム)については、国・県の補助制度の周知を行い、新規事業所の参入による施設整備の促進を図ります。

また、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めるとともに、地域生活への移行を促進します。

4. 相談支援の利用見込量

サービス	概要
計画相談支援	介護給付や訓練等給付に係る利用相談やサービス利用計画書作成等の支援が必要と認められる場合、しょうがい者の自立した生活や課題解決に向けて、計画の見直しや調整等を行います。
地域移行支援	施設入所者や精神科病院入院者等に対して、地域生活へ移行するための支援を行います。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをするしょうがいのある人等に対して、地域での生活を定着させるための支援を行います。

【サービスの見込量（1か月あたり）】 ※R5 推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
計画相談支援	人分	250	279	309	361	422	493
地域移行支援	人分	0	0	1	1	2	2
地域定着支援	人分	0	0	0	0	0	0

【サービスの確保策】

しょうがい福祉サービスを利用する人が計画相談支援を利用できるように、相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者の増加も視野に入れ、今後とも事業所の確保に努めます。

また、基幹相談支援センターにおいて、事業所に対する専門的な助言や指導、相談支援専門員の研修等を行い、相談支援のスキルアップを図ります。

3 しょうがい児福祉サービスの利用見込み

1. しょうがい児福祉サービスの利用見込量

サービス	概要
児童発達支援	心身の発達に課題や心配のある子どもとその保護者に対して、通園により子どもの日常生活の基本的な動作や集団生活の適応訓練等を指導します。
医療型児童発達支援	重度の運動発達しょうがいがあり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休業日に、生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	心身の発達に課題や心配のある子どもが在籍する保育所等を訪問し、その子どもに対して集団生活の適応のための支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアや重いしょうがい等で外出することが困難な子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
障害児相談支援	児童通所に係る利用相談やサービス利用計画書作成等の支援が必要と認められる場合、しょうがい児の自立した生活や課題解決に向けて、計画の見直しや調整等を行います。

【サービスの見込量（1か月あたり）】 ※R5推計

サービス	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
児童発達支援	人分	191	206	222	239	258	278
	人日分	523	578	639	706	780	862
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	回分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人分	169	192	205	211	217	223
	人日分	2,284	2,639	2,859	2,932	3,016	3,099
保育所等訪問支援	人分	9	18	23	26	30	35
	回分	16	27	34	39	44	50
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	回分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	55	66	74	78	82	87

【サービスの確保策】

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、ニーズが高いため、引き続き事業所と連携して提供を図るとともに、各事業所の質の向上に努めます。

また、重症心身しょうがい児や医療的ケア児等が利用できる通所支援が求められていることから、今後のニーズ等を適切に把握し、サービス提供体制の充実を図ります。

4 地域生活支援事業の利用見込み

I. 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

概 要	
しょうがいのある人が日常生活や社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、しょうがいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。	

事業	実施状況	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【事業の実施見込み】

しょうがいやしょうがいのある人への理解を深めるため、市ホームページや広報、出前講座等をはじめ、様々な機会を捉えて地域住民や企業等に対して、啓発活動を行うとともに、サービス提供事業所やしょうがい者団体等が取り組む、しょうがいへの理解を深める啓発活動を支援します。

(2) 自発的活動支援事業

概 要	
しょうがいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)の支援を行います。	

事業	実施状況	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【事業の実施見込み】

市内で活動されている当事者団体やしょうがい者団体が行き組む活動内容がより充実したものとなるよう、補助金等により支援をします。

(3) 相談支援事業

事業	概要
相談支援事業	しょうがいのある人やその保護者、介護者等からの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として湖北圏域に設置し、計画相談や一般的な相談、相談支援体制の充実への取組、相談支援専門員や福祉事業所人材の育成等の業務を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難なしょうがいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じてしょうがいのある人の地域生活を支援します。

【事業の見込量】

※R5 推計

事業	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談支援事業	設置数	8	9	9	10	10	10
基幹相談支援センター	設置数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【事業の実施見込み】

しょうがいのある人のニーズに応じたサービス等の適切な提供につなげるため、基幹相談支援センターが相談支援の中核的機関として、相談支援事業所との連携を強化し、地域の相談支援体制のさらなる充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業等

事業	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用にあたって、制度利用を申立てできる人がいない場合に市長が申立てを行う支援をします。また、後見開始の審判の申立に係る費用や後見人等への報酬費用に対して助成します。

成年後見制度 法人後見支援 事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
------------------------	--

【事業の見込量】

※R5 推計

事業	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業	人	2	1	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【事業の実施見込み】

しょうがいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知・啓発の推進を図るとともに、成年後見制度の審判申立に要する費用及び成年後見人等への報酬、制度利用を申立てできる人がいない場合の市長申立に係る費用負担について引き続き支援を行います。

(5) 意思疎通支援事業

事業	概要
手話通訳者 設置事業	手話を必要とする聴覚等にしょうがいのある人の日常生活のコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を設置します。
手話通訳者 派遣事業	聴覚等にしょうがいのある人の日常生活上のコミュニケーション支援と交流活動を促進するため、手話通訳者を派遣します。
遠隔手話サー ビス事業	聴覚等にしょうがいのある人が、病院受診に際して、手話通訳士(者)の同行が困難な場合や手話通訳を希望される場合に、タブレットを用いたテレビ電話による遠隔手話通訳サービスを行います。
要約筆記者 派遣事業	聴覚等にしょうがいのある人の日常生活上のコミュニケーション支援と交流活動を促進するため、要約筆記者を派遣します。

【事業の見込量】

※R5 推計

事業	単位	実績			見込み			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
手話通訳者設置事業	設置人数	人	1	1	1	2	2	2
手話通訳者派遣事業	延利用人数	人	12	17	18	20	20	20
遠隔手話サービス事業	延利用人数	人	2	1	1	2	3	3
要約筆記者派遣事業	延利用人数	人	2	2	3	3	5	5

【事業の実施見込み】

日常生活のなかでコミュニケーションが困難な聴覚、言語機能、音声機能等にしょうがいのある人に、手話通訳者又は要約筆記者を必要に応じて派遣し、コミュニケーション手段の確保を図り、自立と社会参加の促進を図ります。

また、遠隔通訳サービス等のICT技術を活用した新たな意思疎通支援手段についても利用者への周知に努めます。

(6) 日常生活用具給付等事業

	概 要
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動用リフト、訓練いす等
自立生活支援用具	入浴用いす、浴槽用手すり、聴覚障害者用火災警報器等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、視覚障害者用体重計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、視覚障害者用拡大読取器、盲人用時計等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具）、収尿器等
居宅生活動作補助用具 （在宅重度しょうがい者住宅改造費）	在宅重度心身しょうがい者の日常生活の便宜を図るため、そのしょうがい者の住居を改造するのに必要な経費を助成します

【事業の見込量】

※R5 推計

	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	件	11	12	8	13	13	13
自立生活支援用具	件	15	12	24	18	18	18
在宅療養等支援用具	件	39	40	34	44	44	44
情報・意思疎通支援用具	件	19	28	34	28	28	28
排泄管理支援用具	件	4,721	5,152	4,780	4,750	4,750	4,750
居宅生活動作補助用具 （在宅重度しょうがい者住宅改造費）	件	3	1	4	2	2	2

【事業の実施見込み】

製品の多様化に伴うしょうがいのある人のニーズに的確に対応できるよう、対象用具や対象者の要件について必要に応じて検討し、その人の特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

概 要
聴覚にしょうがいのある人への理解と、手話による日常生活におけるコミュニケーションの広がりを目指して、手話のできる市民の養成や手話通訳者の養成を行います。

【事業の見込量】

※R5 推計

事業	単位		実績			見込み		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成講座	修了者数	人	22	14	48	25	25	25

【事業の実施見込み】

手話奉仕員養成講座「入門課程」および「基礎課程」を隔年で開催し、手話の基本文法や特徴的な表現方法を学び、手話で伝え合うことの楽しさを実感しながら、手話によるコミュニケーション力の習得と、聴覚にしょうがいのある人への理解を図ります。

(8) 移動支援事業

概 要	
屋外での移動が困難な心身にしょうがいのある人に対して、介助者を派遣し、外出のための支援を行います。	

【事業の見込量】

※R5 推計

事業	単位		実績			見込み		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
移動支援	利用人数	人	194	215	244	258	258	258
	延利用時間	時間	11,017	12,738	14,000	14,800	14,800	14,800

【事業の実施見込み】

利用者の状況やニーズに応じた移動支援の充実に努め、余暇活動や社会参加のため外出支援を行い、自立の促進および生活の質の向上等を図ります。

また、サービス提供事業者の移動支援事業への参入の促進に努め、事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

事業	概 要
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業（I型）	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域の住民ボランティア育成、しょうがいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

【事業の見込量】

※R5 推計

事業	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
基礎的事業	設置数	1	1	1	1	1	1
機能強化事業（I型）	設置数	1	1	1	1	1	1

【事業の実施見込み】

市内の社会福祉法人への委託を継続し、しょうがいのある人の日常生活や社会参加の支援を行うほか、相談の充実を図ります。

II. 任意事業

（1）日常生活支援事業

事業	概要
訪問入浴サービス事業	施設へ入所しての入浴及び家庭浴槽での入浴が困難な身体しょうがいのある人の居宅を訪問し、移動浴槽を用いて入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	日中において、事業所等で活動の場所を提供し、見守りや社会適応訓練を行います。

【事業の見込量】

※R5 推計

事業	単位		実績			見込み		
			R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	利用人数	人	17	15	17	17	17	17
日中一時支援事業	利用人数	人	144	140	146	146	146	146

【事業の実施見込み】

入浴サービス事業の利用者はおおむね横ばい傾向にあり、今後も一定の利用が見込まれることから、サービス事業所の確保に努め、利用者の健康の増進及び介護者の軽減を図れるよう支援します。

また、日中一時支援事業の利用者は減少傾向にありますが、今後も一定の利用が見込まれることから、サービス事業所の確保に努め、日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援や一時的な休息を図れるよう支援します。

(2) 社会参加促進事業

事業	概要
自動車運転免許取得助成事業	身体にしょうがいのある人が自動車の運転免許を取得する経費の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体にしょうがいのある人が就労等の社会活動への参加の促進及び重度身体しょうがい児者が就労、通学、通院、通所等のため、本人運転の自動車又は介助者運転の自動車を改造する経費の一部を助成します。

【事業の見込量】

※R5 推計

事業	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自動車運転免許取得助成事業	件	2	2	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	件	9	11	8	8	8	8

【事業の実施見込み】

しょうがいのある人の社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部助成を行い、ニーズの把握や制度の周知に努めます。

● 資料編 ●

1. プランの策定経過

日付	事項	内容
令和5年1月20日 ～2月24日	・長浜市しょうがい福祉プラン策定に係るアンケート調査の実施 ・事業所ヒアリング調査の実施 ※希望団体のみ※ (対象:長浜米原しょうがい者自立支援協議会構成団体)	
令和5年2月17日	令和4年度第2回 長浜市しょうがい 福祉推進協議会	・プラン策定に係る事業所等アンケート・ヒアリング調査の実施について ・プランの策定スケジュールについて ・しょうがい当事者アンケート項目について
令和5年5月26日 ～6月9日	・長浜市しょうがい福祉プラン策定に係るしょうがい当事者アンケート調査の実施	
令和5年7月12日	令和5年度第1回 長浜市しょうがい 福祉推進協議会	・プラン骨子(案)について ・プラン策定に係るR2～R4庁内取組状況とその評価について ・プラン策定に係る事業所等アンケート・ヒアリング調査結果について ・プラン策定に係るしょうがい当事者アンケート調査結果について
令和5年10月3日	令和5年度第2回 長浜市しょうがい 福祉推進協議会	・プラン素案について
令和5年10月18日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会(運営委員会)	・プラン骨子について
令和5年11月20日 ～12月19日	パブリックコメント	
令和6年1月23日	令和5年度第3回 長浜市しょうがい 福祉推進協議会	・プラン最終案について

2. アンケート調査結果（一部抜粋）

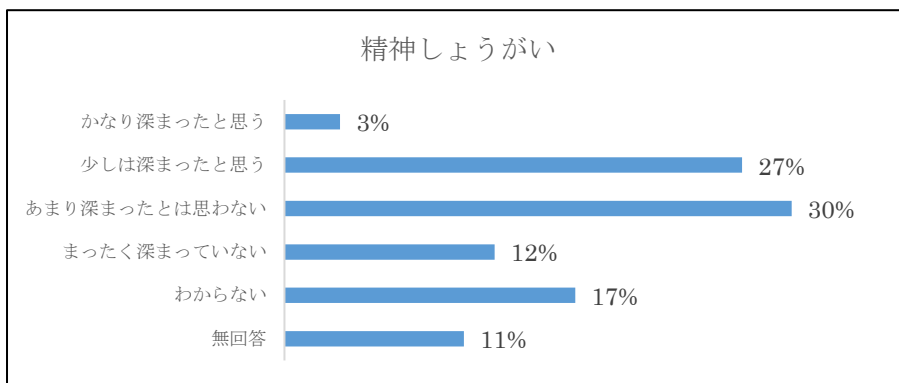
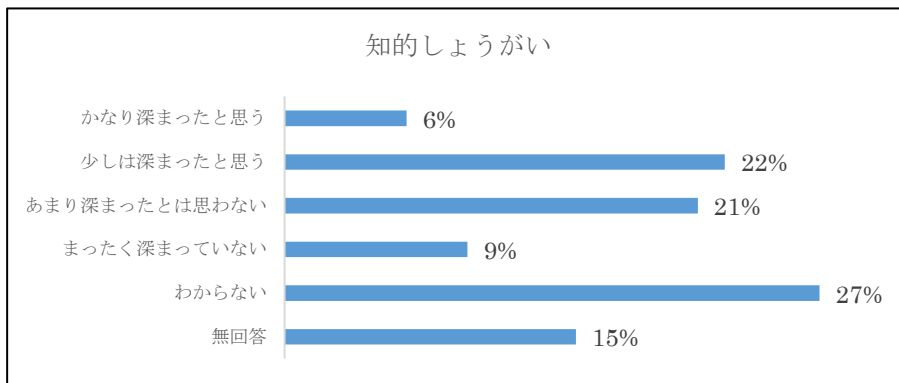
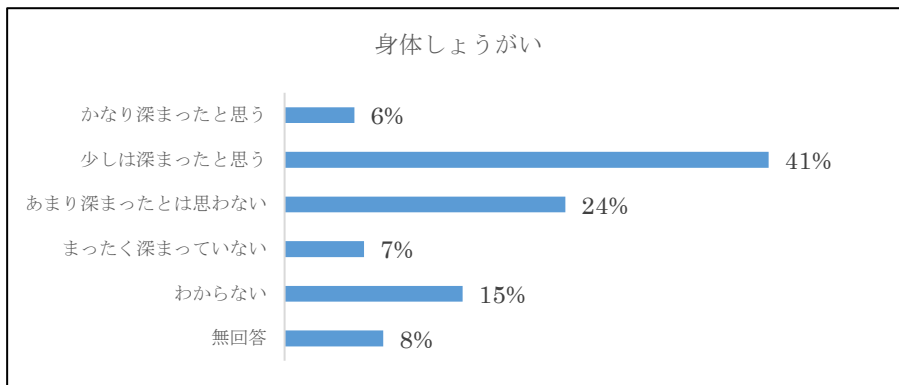
◆しょうがい当事者

①社会全体でしょうがいのある人への理解が以前より深まったと感じますか。

身体：少し深まった41%、あまり深まっていない24%、まったく深まっていない7%

知的：少し深まった22%、あまり深まっていない21%、まったく深まっていない9%

精神：あまり深まっていない30%、少し深まった27%、まったく深まっていない12%

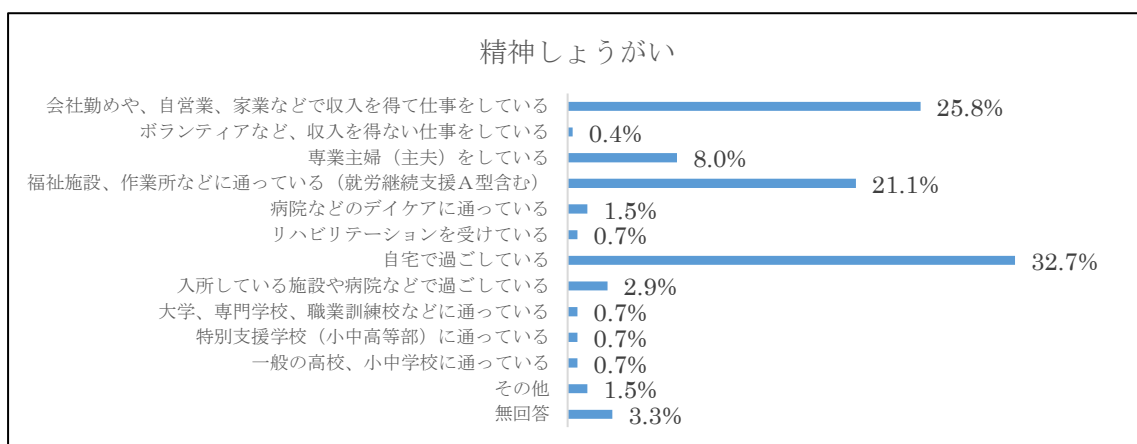
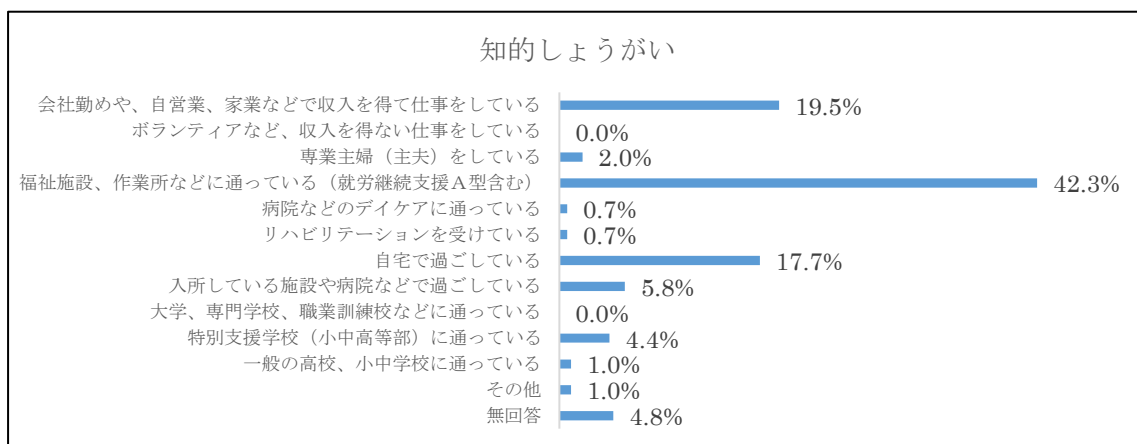
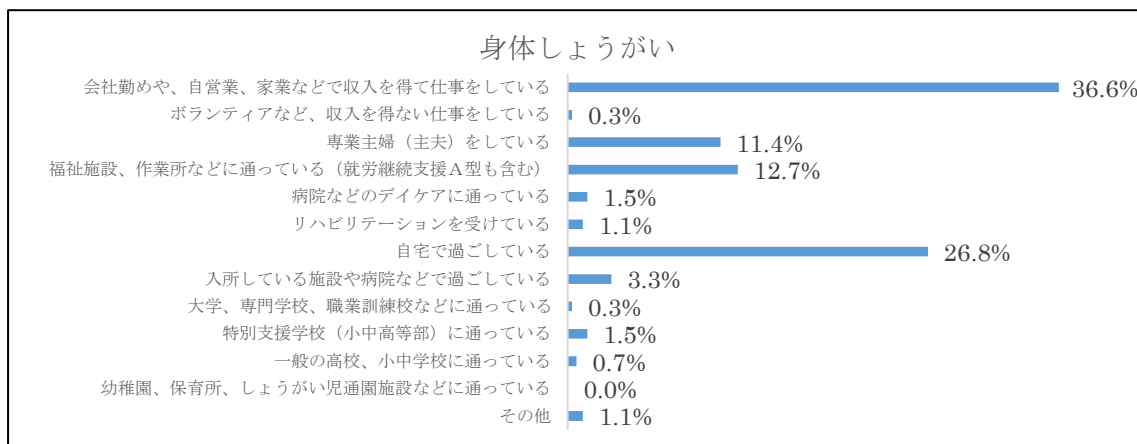


②平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

身体：会社等 36.6%、自宅 26.8%、福祉施設に通所 12.7%

知的：福祉施設に通所 42.3%、会社等 19.5%、自宅 17.7%

精神：自宅 32.7%、会社等 25.8%、福祉施設に通所 21.1%

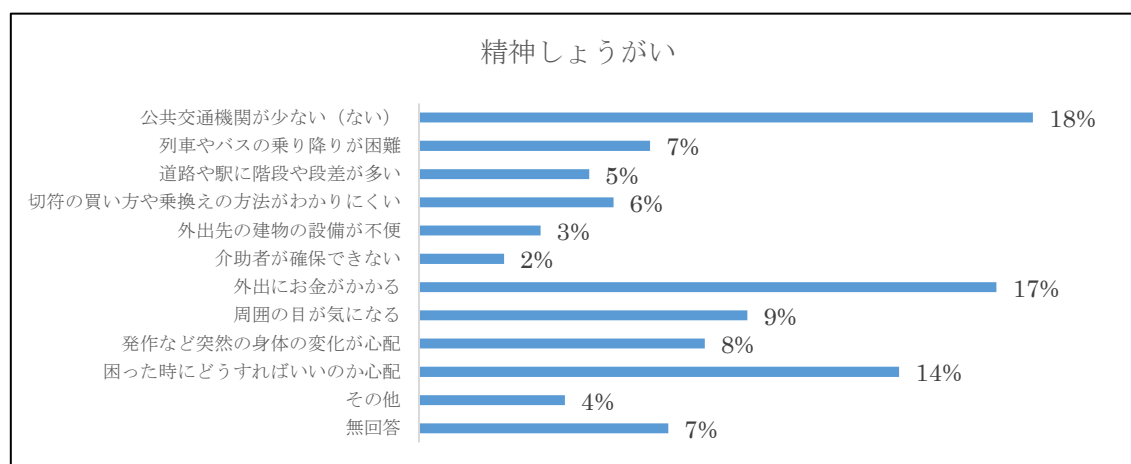
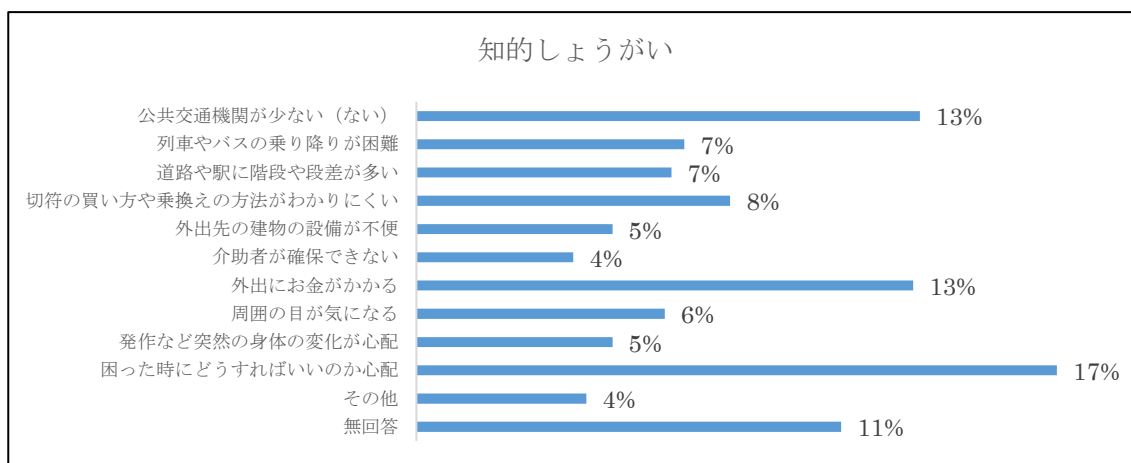
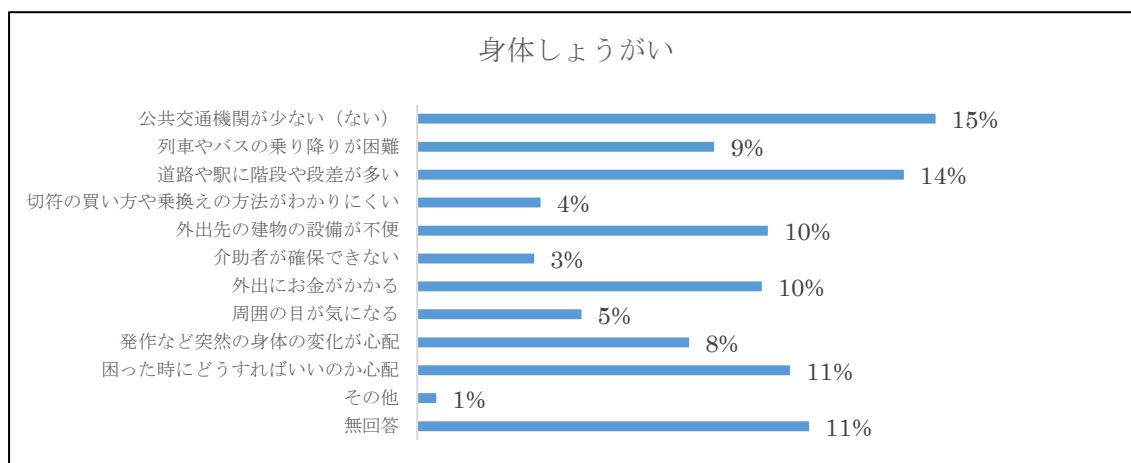


③外出する時に困ることは何ですか。

身体：公共交通 15%、段差 14%、困った時が心配 11%

知的：困った時が心配 17%、お金がかかる 13%、公共交通 13%

精神：公共交通 18%、お金がかかる 17%、困った時が心配 14%

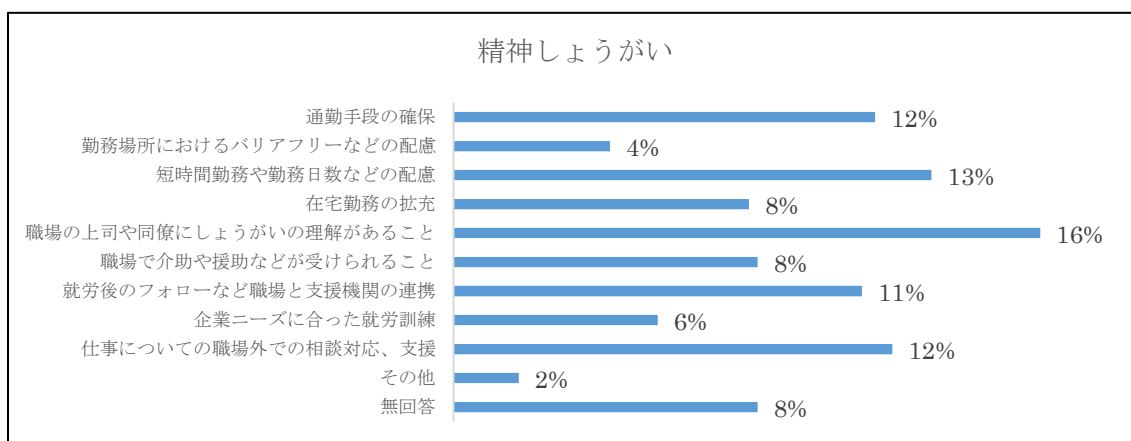
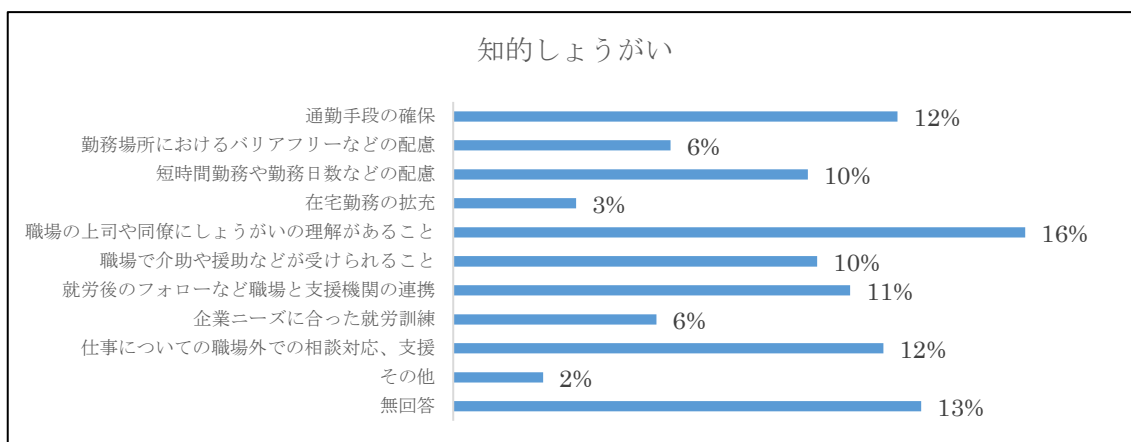
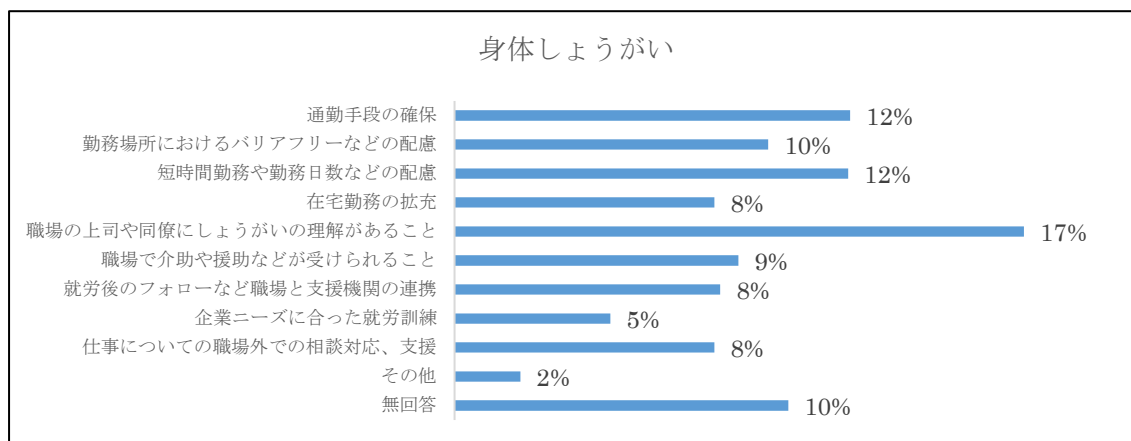


④しょうがい者の就労支援として必要なこと

身体：職場の理解 17%、勤務時間等の配慮 12%、通勤手段の確保 12%

知的：職場の理解 16%、通勤手段の確保 12%、職場外での相談先 12%

精神：職場の理解 16%、勤務時間等の配慮 13%、通勤手段の確保 12%

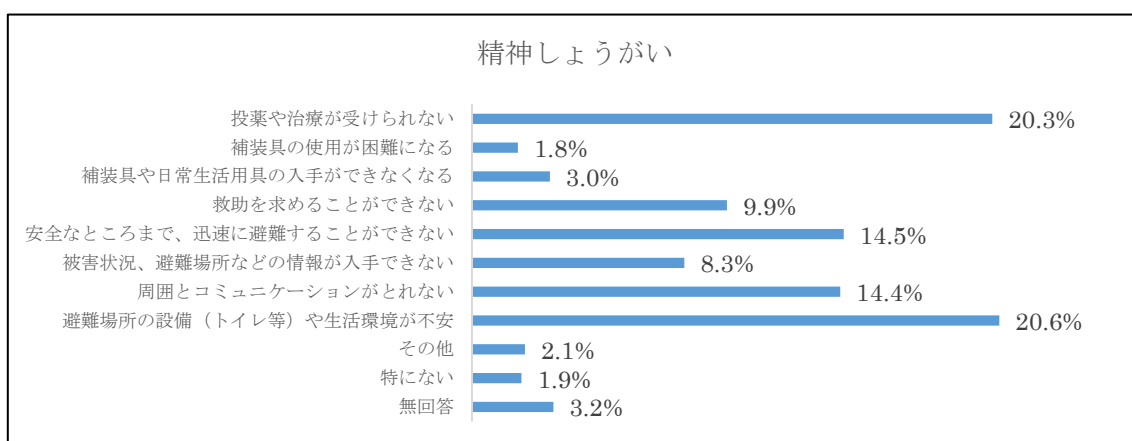
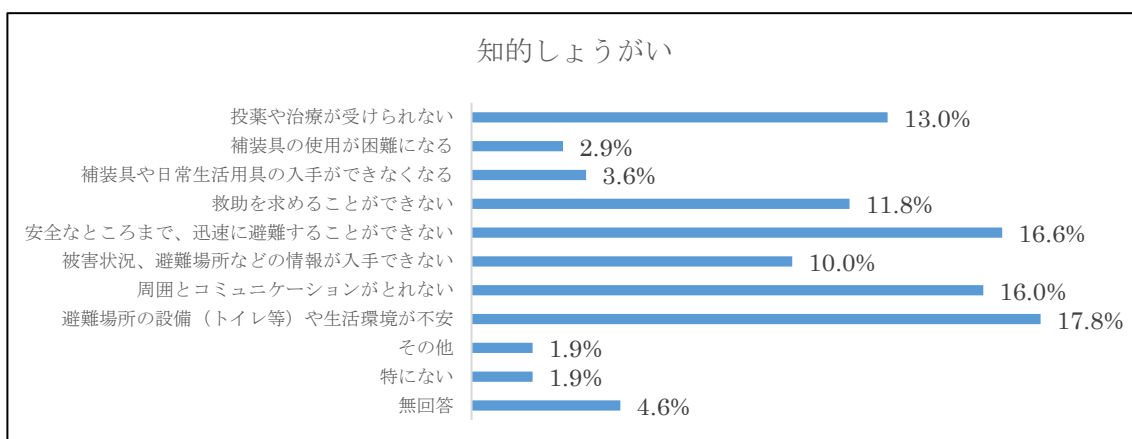
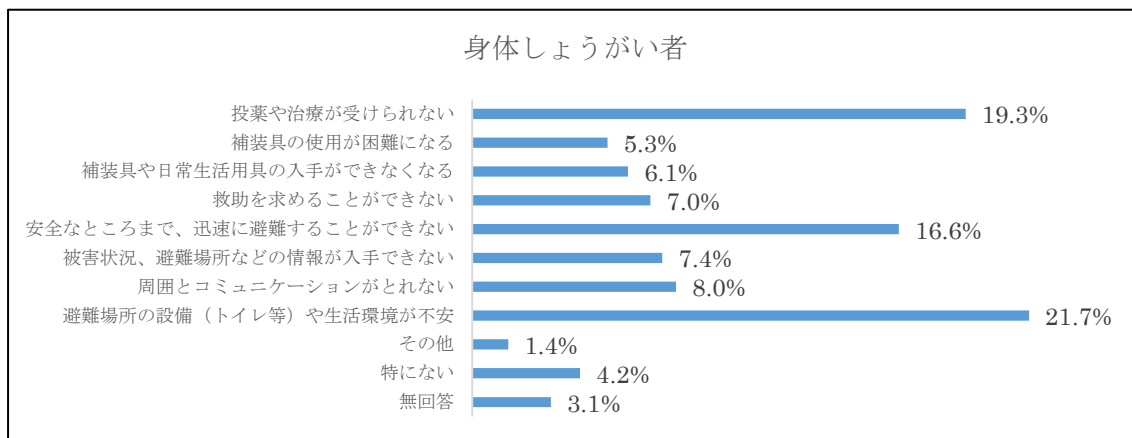


⑤災害時に困ることは何ですか。

身体：避難所の環境 21.7%、投棄等 19.3%、迅速な避難 16.6%

知的：避難所の環境 17.8%、迅速な避難 16.6%、周囲とのコミュニケーション16.0%

精神：避難所の環境 20.6%、投棄等 20.3%、迅速な避難 14.4%

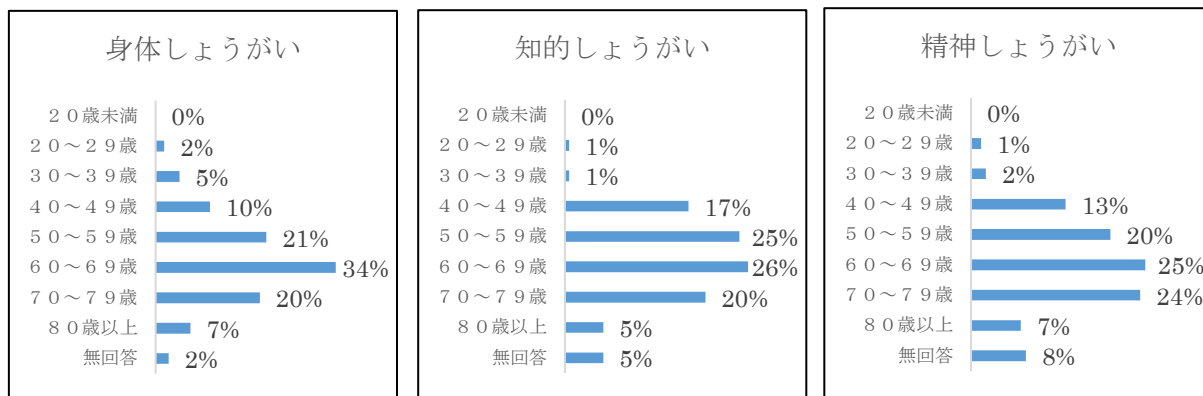


⑥介助してくれる人の年齢を教えてください。

身体：60代34%、50代21%、70代20%、40代10%、80歳以上7%

知的：60代26%、50代25%、70代20%、40代17%、80歳以上5%

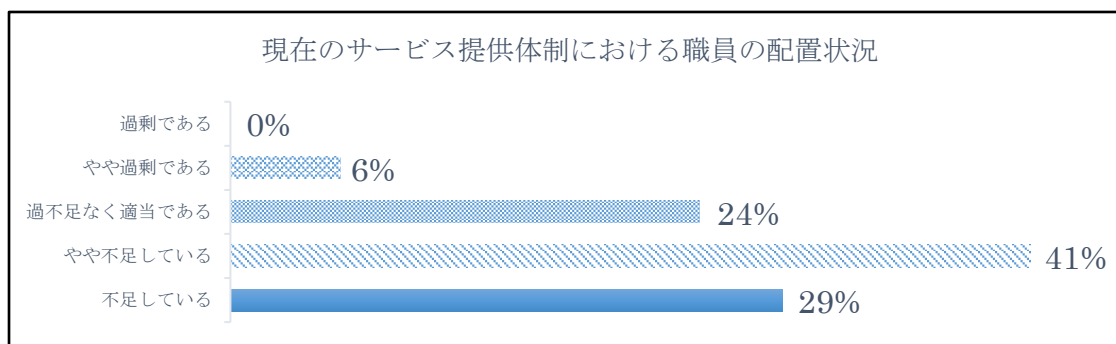
精神：60代25%、70代24%、50代20%、40代13%、80歳以上7%



◆しょうがい福祉サービス事業所、関係団体等アンケート

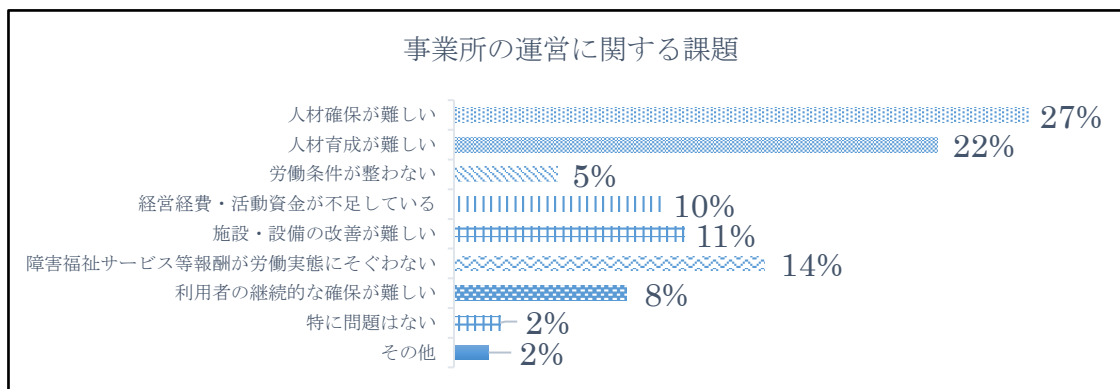
①現在のサービス提供体制において、職員の配置状況はどのように感じていますか。

やや不足 41%、不足 29%、過不足なく適当 24%

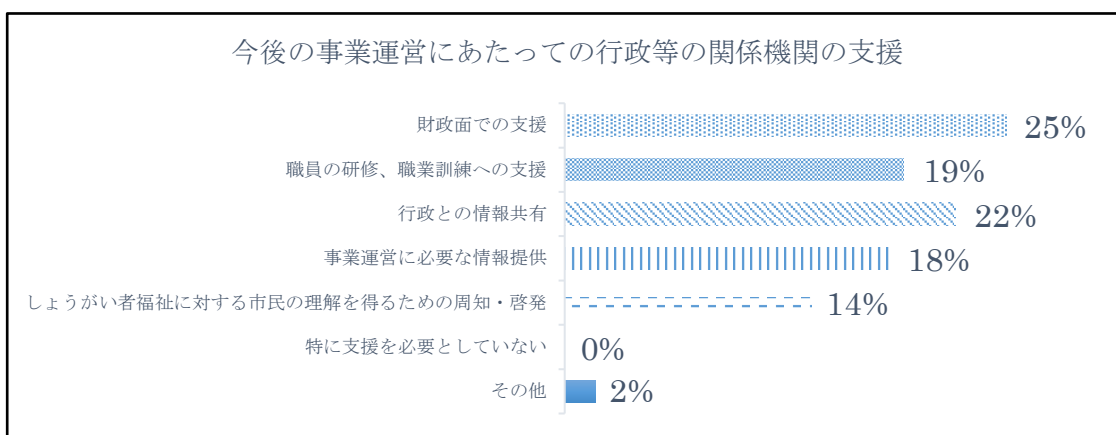


②事業所の運営に関する課題はどのようなことがありますか。

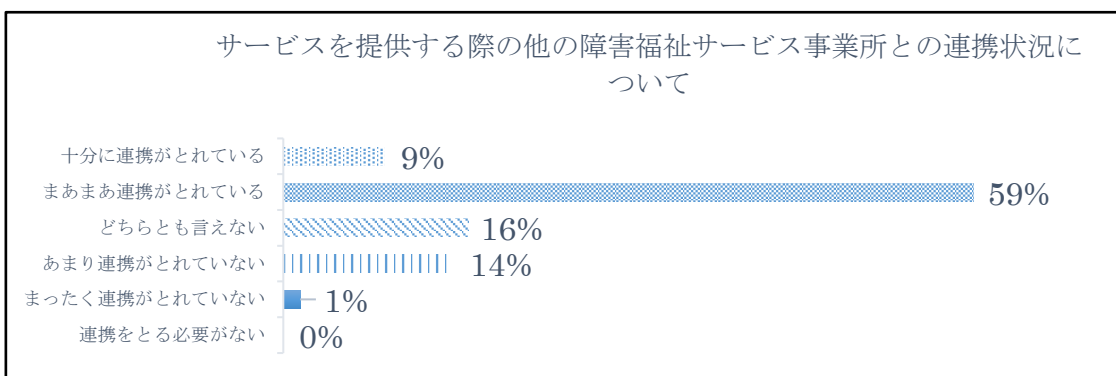
人材確保 27%、人材育成 22%、報酬単価が実態にそぐわない 14%



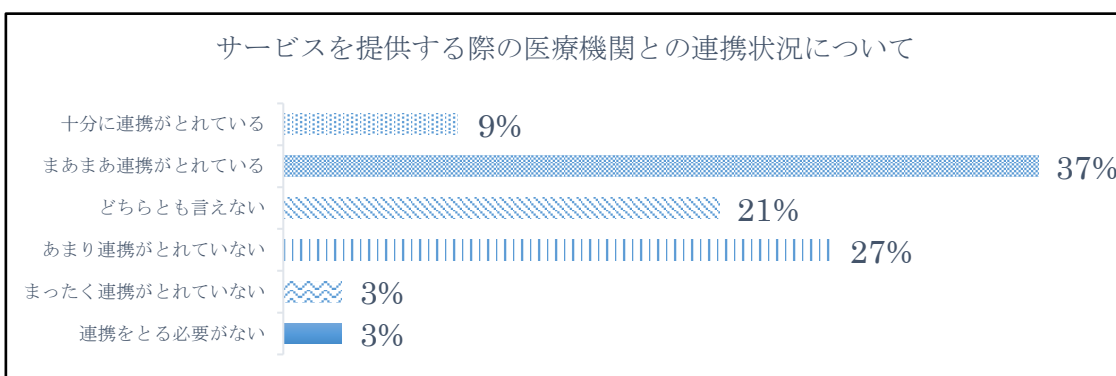
- ③今後の事業運営にあたり、行政等の関係機関のどのような支援が必要ですか。
 財政支援 25%、情報共有 22%、職員研修・職業訓練の支援 19%



- ④サービスを提供する際、他の障害福祉サービス事業所との連携状況はいかがですか。
 まあまあとれている 59%、どちらとも言えない 16%、あまりとれていない 14%



- ⑤サービスを提供する際、医療機関との連携状況はいかがですか。
 まあまあとれている 37%、あまりとれていない 27%、どちらとも言えない 21%

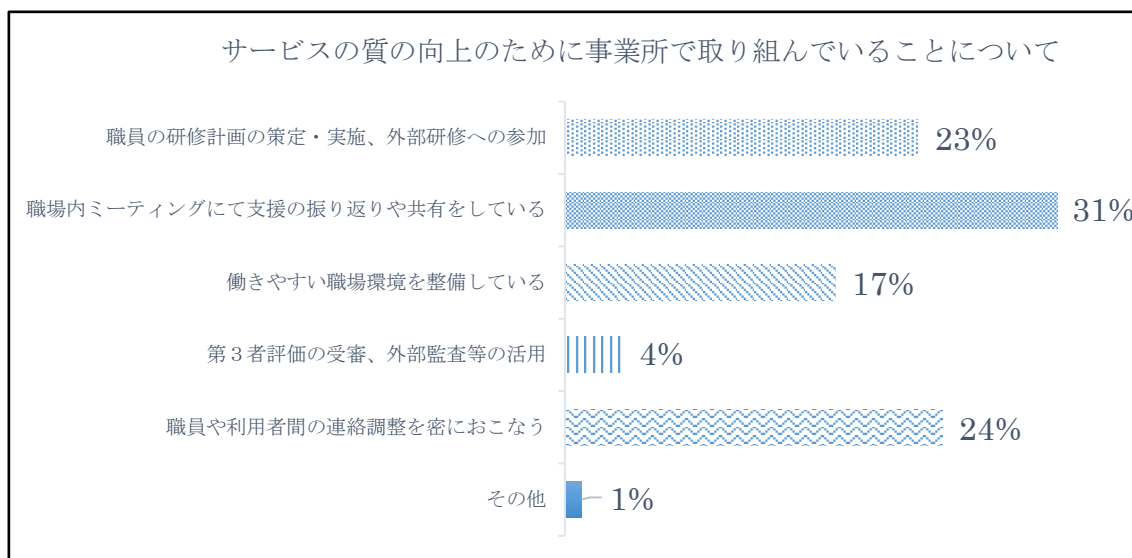


⑥サービスの質の向上のため、事業所が取り組んでいることはありますか。

ミーティングにて支援の振り返りや共有 31%

職員や利用者間の連絡調整を密におこなう 24%

研修計画の策定・実施、外部研修への参加 23%



3. 用語解説

【あ行】	
アウトリーチ	「手を伸ばすこと」という意味。積極的に対象者のいる場所に向向いて必要なサービスや情報を届けること。
アクセシビリティ	「近づきやすさ」「利用のしやすさ」「便利であること」という意味。
アセスメント	「評価」「査定」「判断」という意味。対象者の希望や状態、環境等の情報を集めて分析する。
一般就労	企業や公的機関等に就職して、労働契約を結んで働くこと。
医療的ケア	自宅で家族等が日常的に行う経管栄養やたん吸引等の医療的な生活援助行為。
インクルーシブ社会	しょうがいの有無や国籍、年齢、性別等に関係なく、お互いを尊重し合って共に生活できる社会。インクルーシブとは「包括的な」「包み込む」という意味。
インクルージョン	「包括」「包含」という意味。しょうがい等の有無を問わず、すべての人がすべての人が地域社会に参加し、共に生きていくこと。
NPO(エヌピーオー)	「Non-Profit Organization」の略で、営利を目的とせず社会貢献をする団体。「特定非営利活動法人」と呼ばれる。
【か行】	
学習障害	知的発達遅延や視覚・聴覚機能の問題はないが、読み・書き・計算等の特定の領域で学習の遅れが見られる状態。
基幹相談支援センター	地域のしょうがいのある人に関する相談・支援の中核的役割を担う機関。
強度行動しょうがい	自分や他人を傷つける、物を壊す、大声を出す等の行動が頻繁に現れる状態。
高次脳機能障害	外傷性脳損傷、脳血管疾患等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じる認知障害や人格障害によって社会生活が困難な状態。
合理的配慮	しょうがいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としていることを伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応すること。 (一例) ・車いすの人に対し、段差がある場合にスロープを使って補助する ・段差がある場合に補助したり、高い所にある商品を取って渡したりする ・本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整する

個別支援計画	しょうがい福祉サービスを提供する事業者が利用者一人ひとりに合わせた支援を記した計画書。
【さ行】	
サテライト	主たる場から離れた位置。
指定管理者制度	公の施設を民間事業者等の専門性やノウハウにより管理・運営し、市民サービスの向上や行政コストの縮減を図ることを目的とした制度。
自閉スペクトラム症	対人関係が苦手・強いこだわりといった特性のある発達しょうがい。
重症心身しょうがい	重度の肢体不自由と重度の知的しょうがいが重複しているしょうがい。
障害支援区分	しょうがいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分(区分1～6:区分6の人が必要とされる支援の度合いが高い)。
障害者週間	障害者基本法に基づき、毎年12月3日から9日までの期間を障害者週間と定め、しょうがい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、しょうがい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定。
ジョブコーチ	しょうがいのある人が職場に適應できるよう支援する。
ストマ	病気等により手術でお腹に新しく作られた、便や尿の排泄の出口のこと。ギリシャ語で「口」を意味する。
スモン	キノホルムという整腸剤の副作用によって引き起こされた薬物中毒で、神経症状や循環器系、泌尿器系の疾病が生じる。
相談支援専門員	しょうがいのある人やその家族に対して、福祉サービスに関する情報提供や相談を行い、必要なサービスの利用支援や関連機関との連携等の役割を担う職種。
ゾーニング	ある空間を用途に応じて分けること。
【た行】	
地域アドボケータ	自身で相談することが難しいしょうがいのある人に寄り添い、相談内容を代弁すること等により、しょうがいのある人の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う。
地域活動支援センター	地域で生活しているしょうがいのある人に、創作活動や交流の機会を提供する施設。
地域生活支援拠点	しょうがいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、しょうがいのある人やその家族を地域全体で支える仕組み。

注意欠如・多動性障害	不注意(集中力がない)、多動性(じっとしてられない)、衝動性(思いつくと行動してしまう)の3症状を主な特徴とする発達しょうがい。
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難のある人とそれ以外の人との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより電話で双方向につながりサービス。
特定医療費(指定難病)	難病のうち国が定めた基準に該当する 338 疾病を指定難病と言い、指定難病に係る医療費を「特定医療費」という。
【な行】	
日中一時支援事業	介護者の就労及び一時的な休息等のために、日中において一時的にしょうがいのある人の活動の場を確保する事業。
農福連携	農業と福祉を連携させ、しょうがい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
【は行】	
働き・暮らし応援センター	しょうがいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的に支援し、本人・家族・企業からの相談に応じている専門機関。
パブリックコメント	市が重要な計画や条例案等を作ろうとする際、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表し、広く市民から意見を求め、寄せられた意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する制度。
バリアフリー	しょうがいのある人や高齢者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。
P D C A (ピーでいーしーえー) サイクル	PDCAとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字をとった言葉で、計画から改善までを1つのサイクルとして行う業務改善のための手法。
福祉的就労	企業や公的機関で働くのが難しいしょうがいのある人が障害者就労施設で働くこと。
福祉避難所	高齢者やしょうがいのある人等、特別な配慮が必要な人(要配慮者)を対象とする避難所。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動特性を理解し、適切な対応を学ぶための保護者向けの子育てトレーニング。
ペアレントプログラム	子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの個性に合わせ、楽しく子育てをし、より良い親子関係を築くためのプログラム。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校(義務教育学校含む)の児童を対象に、小学校の放課後や長期休業中に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。

法定雇用率	しょうがい者の雇用について、企業が一定の割合以上を雇用することを法律で定めたもの。
ボッチャ	ヨーロッパ発祥のスポーツで、ジャック(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに目標球に近づけるかを競う。
【ま行】	
民生委員・児童委員	民生委員法及び児童福祉法にもとづき、厚生労働大臣から委嘱を受け、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」という意味。しょうがいの有無や国籍、年齢、性別等に関係なく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。ユニバーサルとは「普遍的な」「全体の」という意味。
要約筆記	聴覚にしょうがいのある人（主に中途失聴者や難聴者）に対し、話される内容をその場で要約し文字にして伝えるコミュニケーション支援の方法。手書き要約筆記やパソコン要約筆記がある。
【ら行】	
療育手帳	知的しょうがいがあると判定された人に交付される手帳。滋賀県では、しょうがいの程度により、A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)の区分となっている。
レスパイト	「一時休止」「休息」という意味。レスパイト入院は在宅介護をする介護者の休息をはじめ、病気や冠婚葬祭等の事情により、一時的に在宅介護が困難となる場合の短期入院。
ろう者	聴覚にしょうがいがある人のうち、手話をコミュニケーションの手段としている人。
老障介護	高齢の親がしょうがいのある子どもを介護すること。

長浜市しょうがい福祉プラン
(令和6年度～令和11年度)

発行年月：令和6年3月

発行：長浜市健康福祉部しょうがい福祉課
〒526-8501 長浜市八幡東町632番地

電話：0749-65-6372

F A X：0749-64-1767

M a i l：shougai-fukushi@city.nagahama.lg.jp

